

東日本大震災からの 農林水産業の復興支援のための取組

令和 2 年 9 月

農林水産省

目次

①地震・津波災害からの復旧・復興

東日本大震災による農林水産関係の被害状況	・・・ 2
東日本大震災からの農林水産業の復旧状況	・・・ 3
震災からの復興のため、人的な支援を実施	・・・ 4
農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施	・・・ 5
農地の復旧にあわせた、ほ場の大区画化への取組	・・・ 6
農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携	・・・ 7
「仙台いちご」の復活【宮城県亘理町・山元町】	・・・ 8
「次世代施設園芸」の拠点整備【宮城県石巻市】	・・・ 9
被災した漁協や水産加工施設の整備	・・・ 10
震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援	・・・ 11
東北産水産物の販路回復に向けた取組	・・・ 12
新たな農林水産業を切拓く先端的技術の現地実証研究の推進	・・・ 13

②原子力災害からの復旧・復興

原子力発電所事故による避難指示について	・・・ 15
原子力被災12市町村の農業の状況	・・・ 16
原子力被災12市町村の営農再開状況	・・・ 17
避難指示区域等における営農再開の状況	・・・ 18
原子力被災12市町村の農業者の営農再開状況及び意向	・・・ 19
原子力被災12市町村の農地の整備状況	・・・ 20
地元との意見交換と地元ニーズ	・・・ 21
原子力被災12市町村の営農再開に向けた支援策	・・・ 22
原子力被災12市町村への人的派遣（国）	・・・ 23
実証事業の結果を踏まえて、農地の除染を推進	・・・ 24
農地・森林を計画的に除染	・・・ 25
ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施	・・・ 26

原子力被災12市町村の農地・農業用施設等の復旧・整備	27
農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施	・・・ 28
農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下	・・・ 29
地域農業の将来像の策定と営農再開の促進に向けた支援	・・・ 30
福島相双復興官民合同チームの営農再開グループの活動実績	・・・ 31
被災12市町村の農業者訪問の取組	・・・ 32
福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた先端農林業ロボットの研究開発	・・・ 33
福島県における林業再生に向けた取組	・・・ 34
福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組（里山再生事業）	・・・ 35
福島県における漁業再生に向けた取組	・・・ 36
食品についての風評の現状	・・・ 37
風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略	・・・ 38
食品中の放射性物質対策に関する情報の発信	・・・ 39
「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～	・・・ 40
福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（生産段階での取組）	・・・ 41
福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（流通・販売段階での取組）	・・・ 42
原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制緩和・撤廃の概要	・・・ 47
原発事故に伴い輸入停止措置を講じている国・地域	・・・ 48
農林漁業者への賠償支払い状況	・・・ 49

③福島県の農業の復旧・復興に向けて	
大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開	・・・51
生産と加工等が一体となった高付加価値生産を展開する 産地の創出	・・・52
楡葉町での実践的な取組	・・・53
関係機関が連携した営農再開推進チームの編成	・・・54
将来の担い手の確保（担い手の参入）	・・・55
農地集積と大規模化に向けた制度改正等	・・・56
④被災地域での取組状況	
福島県における産地の取組事例	・・・58
福島県における6次産業化の取組事例 （官民合同チームによる支援）	・・・59
被災12市町村における取組【水稲：南相馬市】	・・・60
被災12市町村における取組【水稲：楡葉町】	・・・61
被災12市町村における取組【花き：葛尾村】	・・・62
被災12市町村における取組【さつまいも：楡葉町】	・・・63
被災12市町村における取組【いちご：大熊町】	・・・64

①地震・津波災害からの復旧・復興

東日本大震災による農林水産関係の被害状況

東日本大震災では、農林業関係で1兆1,204億円、水産業関係で1兆2,637億円、合計で2兆3,841億円の被害が発生。これは、阪神・淡路大震災の約26倍、新潟県中越地震の約18倍。

農林業関係被害

農地（2.5万ha）	4,006億円
農業用施設等（17,906箇所） （水路、揚水機、集落排水施設等）	4,408億円
農作物、家畜等	142億円
農業・畜産関係施設等（農業倉庫、ハ ウス、畜舎、堆肥舎等）	493億円
林野関係（林地荒廃、治山施設、林道 施設、木材加工流通施設等）	2,155億円
合計	1兆1,204億円

注：1 平成24年7月5日現在
2 被害額には、原子力災害による額は含まれていない。

水産業関係被害

漁船（28,612隻）	1,822億円
漁港施設（319漁港）	8,230億円
養殖関係	1,335億円
養殖施設	738億円
養殖物	597億円
共同利用施設（1,725施設）	1,249億円
合計	1兆2,637億円

注：1 平成24年7月5日現在
2 漁船は、21都道県で被害（岩手、宮城、福島では約9割で被害）
3 漁港施設は、7道県約4割で被害（岩手、宮城、福島では、ほぼ全てで被害）
4 その他、民間企業が所有する水産加工施設、製氷冷凍冷蔵施設等で約1,600億円の被害（水産加工団体等からの聞き取り）

東日本大震災からの農林水産業の復旧状況

農地

94%

主要な
排水機場

100%

農地海岸

98%

農業集落
排水施設

99%

海岸防災林

100%

木材加工
流通施設

100%

漁港
(陸揚げ機能)

100%

漁船

93%

養殖施設

100%

大型定置網

100%

産地市場
(業務再開)

79%

水産加工施設
(業務再開)

97%

- 注：1 水産加工施設は令和元年12月末現在、その他は令和2年6月末現在。
 2 農地は、農地転用が行われたもの（見込みを含む）を除いた津波被災農地19,690haに対するもの。（岩手県100%、宮城県99%、福島県73%）
 3 主要な排水機場は、復旧が必要な96箇所に対するもの（復旧事業実施中も含む）。
 4 農地海岸は、復旧が必要な125地区に対するもの（復旧事業実施中も含む）。
 5 農業集落排水施設は、被災した401地区に対するもの（復旧事業実施中も含む）。
 6 海岸防災林は、復旧を要する164kmに対するもの（復旧事業実施中も含む）。

- 7 木材加工流通施設は、再開を希望する41箇所に対するもの。
 8 漁港は、被災した319漁港に対するもの（全て回復298漁港、部分的回復21漁港）。
 9 漁船は、復旧を目指す20,000隻に対するもの。
 10 養殖施設は、再開を目指す68,893施設（岩手県17,480施設、宮城県51,413施設）に対するもの。
 11 大型定置網は、復旧を目指す143ヶ統に対するもの。
 12 産地市場は、被災3県で被災した34施設に対するもの。岩手県及び宮城県の産地市場は、22施設全てが再開。
 13 水産加工施設は、被災3県で再開を希望する781施設に対するもの。

震災からの復興のため、人的な支援を実施

農林水産省は、東日本大震災からの復旧復興や、農地・森林の除染を速やかに進めるため、職員の復興庁・環境省等への出向及び被災自治体との人事交流を行っている。

また、被災地における災害復旧工事を迅速・円滑に実施するため、被災県からの支援要望に沿って、農林水産省及び他の都道府県等の専門職員を被災自治体に派遣。

農林水産省から復興庁等への出向状況 (令和2年4月1日現在)

復興庁	52名
環境省	
福島地方環境事務所	53名
※このほか（公社）福島相双復興推進機構へ職員（3名）を派遣	
人事交流	
岩手県内	5名
宮城県内	6名
福島県内	9名

農林水産省及び都道府県等からの職員派遣の実績（農林水産関係）

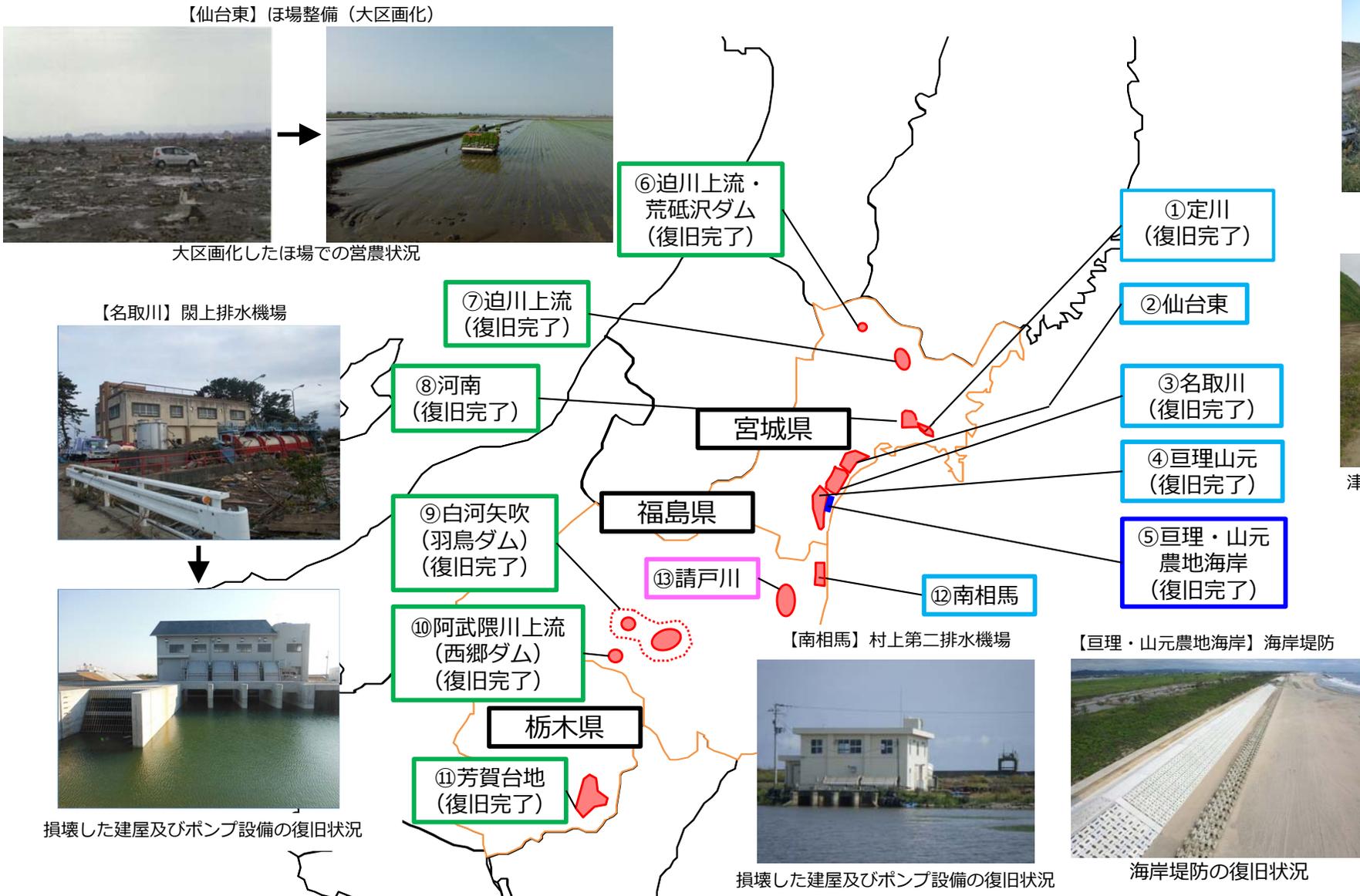
(単位：人月)

	国	都道府県	市町村	計
農地・農業用施設	1,419	8,103	—	9,522
森林・林業関係	60	2,081	—	2,141
漁港関係	204	2,433	1,780	4,417

注：令和2年3月末までの派遣実績
職員1名を1か月間派遣した場合、1人月と数える

農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施

土地改良法特例法等に基づき、東日本大震災により被災した農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施。このうち、仙台東地区については、宮城県及び仙台市からの要望に基づき、農業用施設の復旧に加え、除塩、区画整理を含む農地の復旧を国が一貫して実施。



【仙台東】大堀排水路



津波で損壊した排水路の復旧状況

凡 例	
 	直轄特定災害復旧事業実施地区(津波被災地域)
 	直轄災害復旧事業実施地区(地震被災地域)
 	代行海岸保全施設災害復旧事業実施地区(津波被災地域)
 	福島特別直轄災害復旧事業実施地区(地震被災地域)

※⑫南相馬及び⑬請戸川は避難指示区域内

農地の復旧にあわせた、ほ場の大区画化への取組

地震・津波で被災した地域において、直轄事業や復興交付金等の活用により農地の大区画化に取り組み中。

農地の大区画化の県別面積 (ha)

県名	大区画化に取り組む地区の計画面積 (注1)	整備完了面積【全体】	左記のうち大区画化を行った面積 (注2)
岩手県	50	50	10
宮城県	6,490	6,480	5,650
福島県	1,690	1,560	1,260
計	8,230	8,090	6,920

注1：津波被災農地と一体的に整備する農地を含む。(令和2年3月末時点)

注2：大区画化とは、農地を0.5ha以上の区画に整備するもの。

大区画化整備したほ場(大曲地区(宮城県東松島市))



整備前

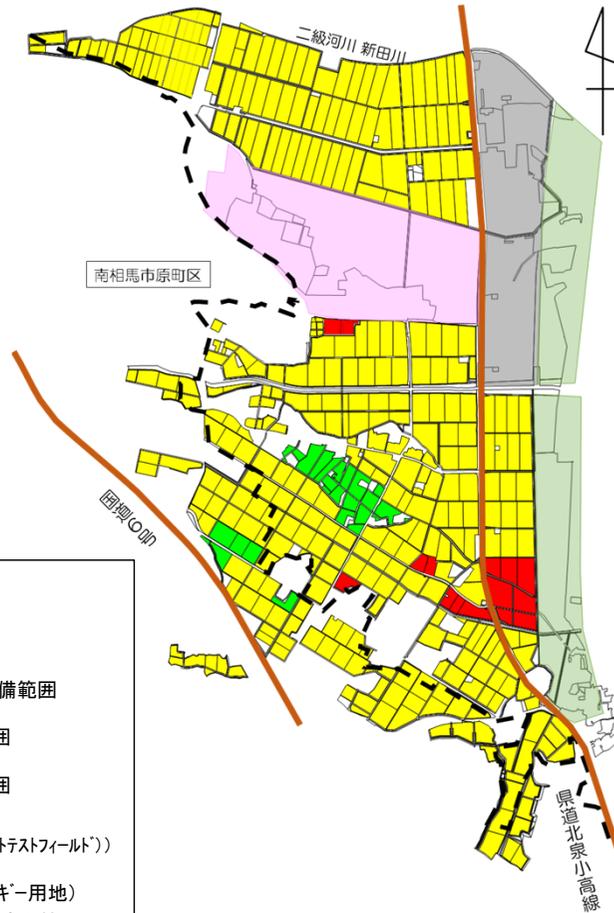


(提供:国土地理院)

整備後

事例：福島再生加速化交付金(原町東地区(福島県南相馬市))大区画化整備図

原町東地区(地区面積:503ha)は、生産性の高い大規模な営農を展開するため、被害が甚大であった農地の復旧と併せて、ほ場を大区画化(10~30a→標準区画1.2ha)する計画。

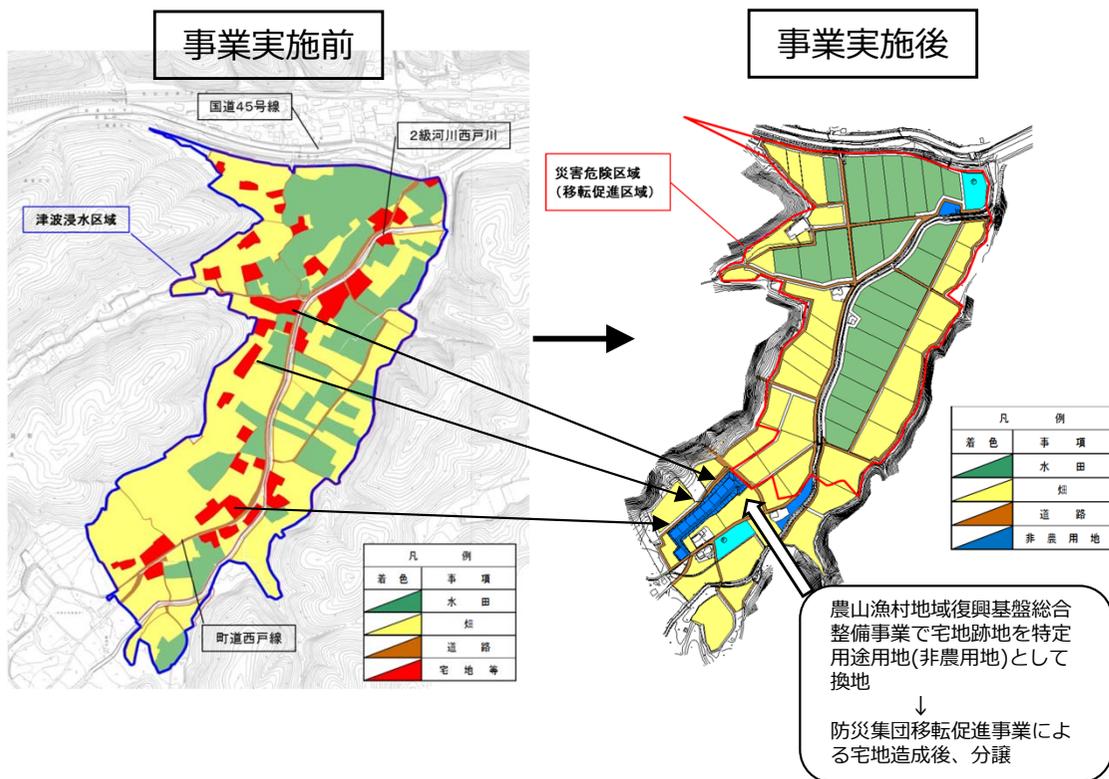


※津波範囲は、「東日本大震災 南相馬市災害記録誌」(南相馬市、平成25年3月発行)による。

農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携

防災集団移転促進事業と連携して農業農村整備事業を実施し、高台への集団移転と併せて、移転跡地を含めた農地整備を10市町15地区で進めている。（令和2年6月末現在）

宮城県南三陸町の南三陸地区（西戸川工区）では、復興交付金を活用して「農地整備事業」と「防災集団移転促進事業」を一体的に実施し、住宅地の移転に必要な用地の創出や、移転跡地を含めた農地整備を行うことにより、事業期間の短縮と、効率的な土地利用を実現。（平成25年度事業着手）



県名	市町村名	地区名
宮城県	南三陸町	南三陸地区
	石巻市	牡鹿地区、大川地区、北上地区
	七ヶ浜町	七ヶ浜地区
	気仙沼市	気仙沼地区
	山元町	山元東部地区
	亶理町	亶理地区
	東松島市	西矢本地区
	名取市	名取地区
岩沼市	岩沼地区	
福島県	南相馬市	原町東地区、右田・海老地区、真野地区、八沢地区
2県	10市町	15地区

「仙台いちご」の復活【宮城県亶理町・山元町】

東日本大震災の津波により、東北一のいちご産地である宮城県亶理町・山元町の生産者は壊滅的な被害。約40haのいちご団地、選果場を整備し、平成25年11月より、本格的に出荷を再開。高設栽培の導入により生産量が増加し、平成30年産で初めて出荷金額が震災前を上回った。

被災状況

復旧・復興に向けた取組

東日本大震災の津波により、東北一のいちご産地である宮城県亶理町・山元町の生産者は壊滅的な被害を受けた。

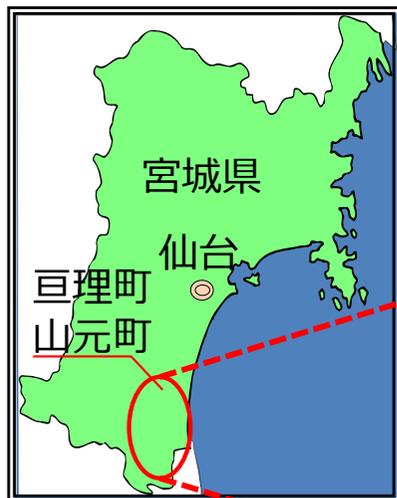
- ・ 380戸のうち356戸が被災
- ・ 96haのうち91haが被災

- ①平成23年10月までに、阿武隈川沿いの耕作放棄地に確保した代替地（5ha）でパイプハウスを整備し、土耕栽培で生産・出荷を開始。
- ②平成25年8月までに、高収量が見られ、管理も楽な高設養液栽培を導入した団地（約40ha）を新たに整備。同年10月にいちご選果場を再整備し、同年11月より本格的に出荷を再開。
- ③平成29年3月に品種登録出願を行った宮城県育成品種「にこにこベリー」は収量が多く、今後作付面積を増やす計画。
- ④平成30年産は232戸、約64haでいちごを栽培し、販売額は約34.3億円。

※販売額：東北農政局調べ（平成22年産：約33.5億円）



被災した園芸施設



位置図



被災した選果場



亶理いちご団地



いちごの高設栽培



山元いちご団地



いちご選果場

「次世代施設園芸」の拠点整備【宮城県石巻市】

石巻市北上川下流域に、高度な環境制御技術と地域エネルギー等を活用した「次世代施設園芸」の全国モデルの一つとして、「宮城県拠点」が平成28年8月に完成。

最先端の施設園芸と被災地の雇用創出を実現するとともに、拠点の成果の普及等、東北地域の施設園芸を牽引する存在としての活躍を期待。

被災状況

東日本大震災の津波により、石巻市北上川下流域に甚大な被害。



被災後の北上川下流域
(赤枠内が宮城県拠点の整備地)

復旧・復興に向けた取組

【次世代施設園芸 宮城県拠点】

被災農業者が中心となり設立した(株)デ・リーフデ北上が、最先端の環境制御設備を導入した大規模なガラス温室（2.4ha）を整備。

トマトとパプリカの周年生産に取り組み、地域の雇用創出にも貢献。また、木質バイオマスや地中熱をハウスの加温に活用し、化石燃料の使用量を削減。



次世代施設園芸 宮城県拠点



高軒高のガラス温室

栽培の様子

収穫された
トマトと
パプリカ

被災した漁港や水産加工施設の整備

気仙沼漁港・石巻漁港等においては、水産加工団地の土地の嵩上げや高度衛生管理に対応した荷さばき所が完成。また、請戸漁港においては、漁港施設用地の嵩上げ等を実施し、令和2年度中の完成を目指している。

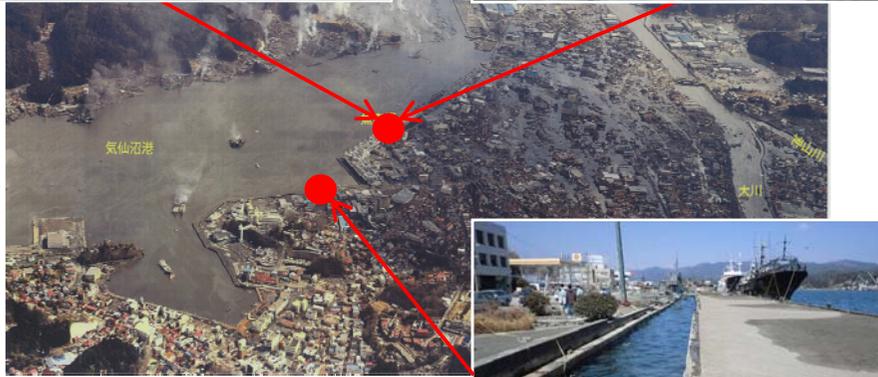
被災状況（気仙沼漁港）

防波堤、岸壁、市場施設、水産加工団地等が壊滅。約1mの地盤沈下により、満潮時には、漁港及び水産加工団地へ海水が流入し、冠水。

荷さばき所の被害状況



浸水した荷さばき所背後



倒壊した岸壁



復旧・復興の取組（気仙沼漁港）

南気仙沼地区と鹿折地区の一部を水産加工施設等の集積地として整備するため、嵩上げ工事を実施（平成26年3月完了）。

主要な陸揚岸壁について、水産庁が代行工事を実施（平成26年5月完了）。

高度衛生管理に対応した荷さばき所を整備（平成31年4月供用開始）。

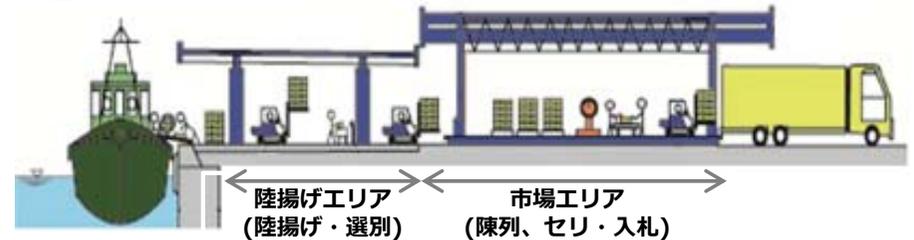


嵩上げた集積地（南気仙沼地区）、
復旧した岸壁及び完成した荷さばき所



荷さばき所の内部写真

漁港の高度衛生管理のイメージ



震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援

震災からの速やかな復興のため、「漁業・養殖業復興支援事業（がんばる漁業復興支援事業、がんばる養殖復興支援事業）」を創設。

震災前以上の収益性の確保等を目指す漁業者等の取組を支援。

【復興計画の認定状況】

令和2年6月末現在：認定129件（漁船漁業：133隻及び30ヶ統、養殖業：981経営体）

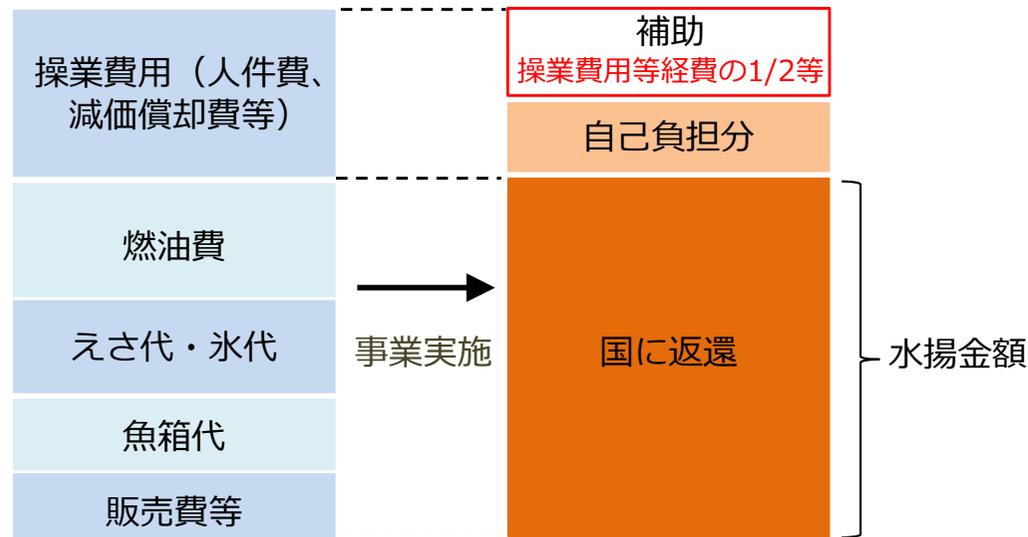
令和元年度の執行額：44億円

漁船漁業の場合

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、震災前以上の収益性の確保等を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費（人件費、燃油費、氷代等）を支援。

【事業のイメージ】

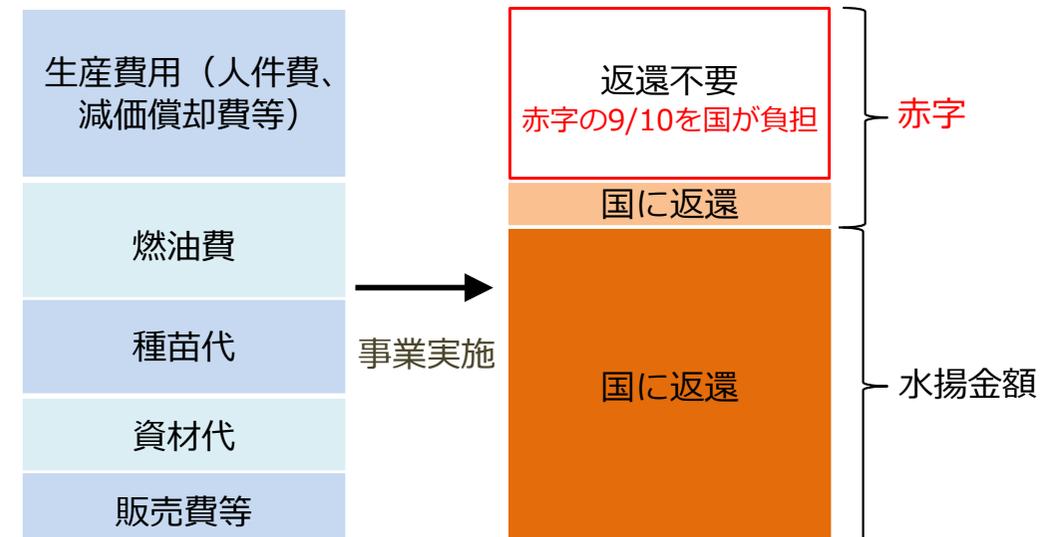


養殖業の場合

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、養殖業の復興を推進するため、5年以内の自立を目標とした共同化による生産の早期再開に必要な経費（人件費、燃油費、種苗代等）を支援。

【事業のイメージ】



復興水産販路回復アドバイザー

平成26年から、東北の水産物に詳しく、商品開発や販路開拓のノウハウに長けた者を「復興水産販路回復アドバイザー」に任命。アドバイザーは、71名任命（令和2年3月末現在）されており、個別相談や新商品開発等を支援。宮城県では、水産加工業者が、アドバイザーの助言により他社との差別化を図りやすい「カキのオリーブオイル漬け」を開発。この商品は好評を博し、シリーズ化することに成功。



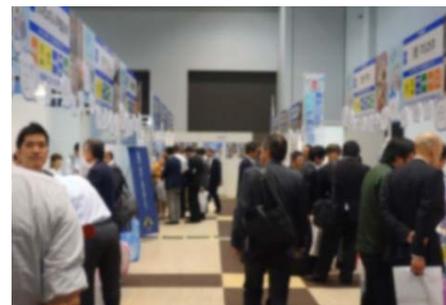
水産加工業者との個別相談



カキのオリーブオイル漬け

東北復興水産加工品展示商談会

平成27年から、仙台で開催。令和元年度は、6月25日・26日に東北地方の水産加工業者等131社が出展し、延べ約5,450名が来場。ブース展示・個別商談会や、販路回復や輸出、水産物の安全性をテーマにしたセミナー等を実施。



ブース展示



水産加工業者とバイヤーとの商談

新たな農林水産業を切拓く 先端的技術の現地実証研究の推進

被災地の復興・創生のため、新たに現場が直面している課題を対象に、先端技術の現場への実装に向けた11課題の現地実証研究を進めるとともに、得られた成果の社会実装促進を、岩手県、宮城県及び福島県で実施。

現地実証研究 (例)

【農業分野】



地力回復技術

除染後の農地における生産力の回復・向上、カリ施肥の適正化、省力的な農地の維持管理技術を実証。
(農研機構、福島県農業総合センター、宮城県畜産試験場ほか)



きゅうりの障害果

経営の発展段階に応じたICTを活用したきゅうり栽培の環境制御技術と、障害果の発生予測・低減技術を実証。
(岩手県農業研究センター、農研機構、青森県産業技術センターほか)

【水産業分野】



ウニ駆除ROV

ロボット技術を活用して、異常発生したウニを効率的に駆除する技術と、駆除したウニの肥育や、殻剥きから剥き身選別までの機械化を実証。
(東京海洋大学、水産研究・教育機構、東北大学、宮城大学ほか)

社会実装促進

各県に拠点を配置し、組織的な技術指導（情報発信、現場指導の実施のほか、実証ほにおける技術研修等）を実施。



(例)

【農業分野】



トルコギキョウの1年3作

薄膜水耕栽培と複合環境制御による、トルコギキョウの年間3作の周年生産により、計画的な供給を実現。
(農研機構、福島県農業総合センターほか)

【水産業分野】



高品質カキのブランド化

カキ産業の復興と地域特性を活かしたブランド化のため、高品質カキの効率的・安定的な生産を推進。
(水産研究・教育機構、宮城県水産技術総合センターほか)

②原子力災害からの復旧・復興

原子力発電所事故による避難指示について

23年12月以降、市町村ごとに順次、「避難指示区域」の見直し等を実施。

川俣町の区域見直し（25年8月7日原子力災害対策本部決定）をもって、避難指示が出された11市町村全てにおいて、区域見直しが完了。

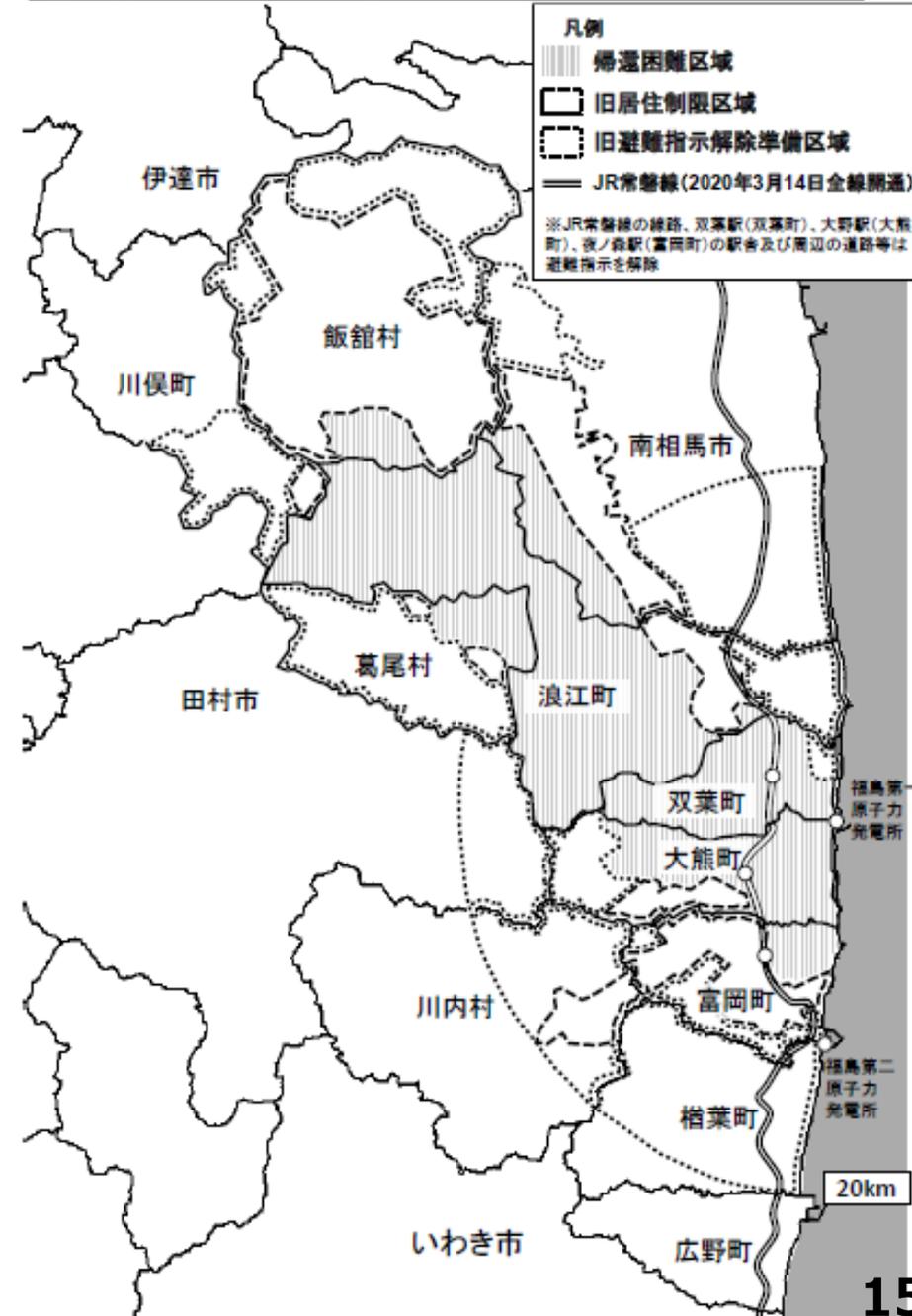
これまでに、以下の市町村で避難指示区域が解除。

- 平成26年4月1日：田村市（避難指示解除準備区域を解除）
- 平成27年9月5日：楡葉町（避難指示解除準備区域を解除）
- 平成28年6月12日：葛尾村（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）
- 平成28年6月14日：川内村（避難指示解除準備区域を解除）
（平成26年10月1日一部地域で避難指示解除準備区域を解除、居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編）
- 平成28年7月12日：南相馬市（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）
- 平成29年3月31日：川俣町、飯館村、浪江町（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）
- 平成29年4月1日：富岡町（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）
- 平成31年4月10日：大熊町（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）
- 令和2年3月4日：双葉町（特定復興再生拠点区域の一部解除、避難指示解除準備区域を解除）
- 令和2年3月5日：大熊町（特定復興再生拠点区域の一部解除）
- 令和2年3月10日：富岡町（特定復興再生拠点区域の一部解除）

「避難指示区域の概要」

区域名	概要
帰還困難区域	5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれがある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域
特定復興再生拠点区域	市町村長が区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成 同計画を内閣総理大臣が認定し、計画に基づく整備事業を実施（計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指す）
避難指示解除準備区域	年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域

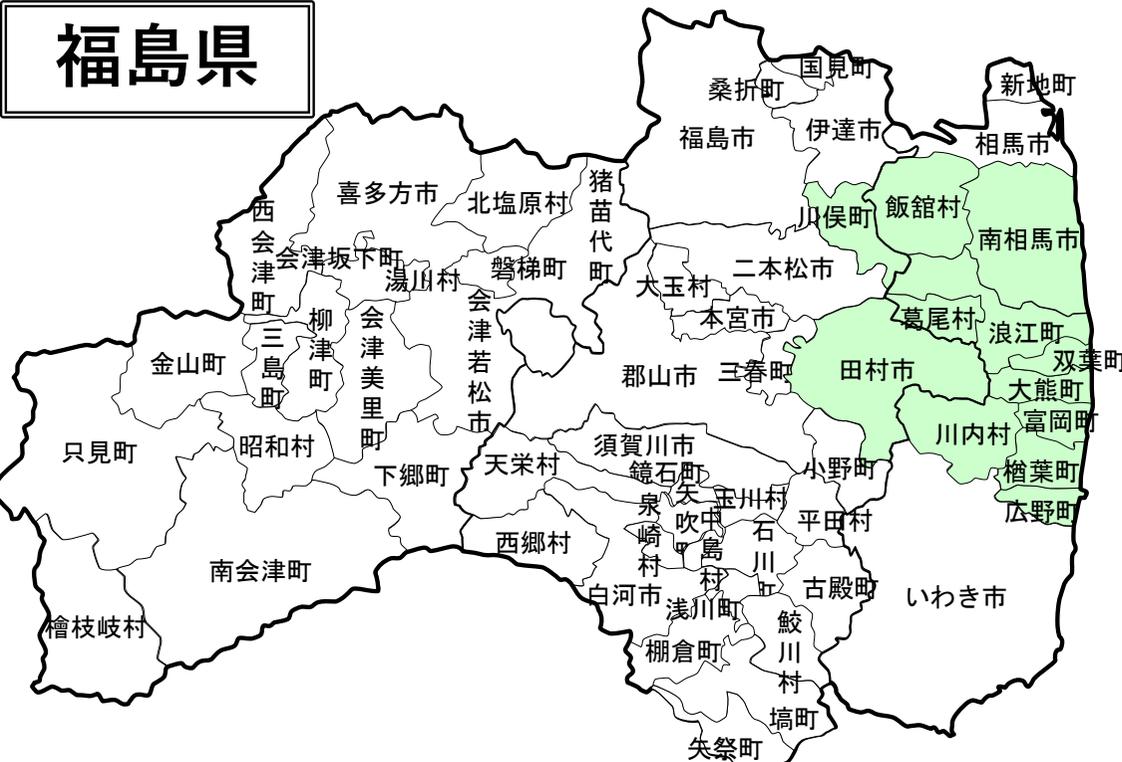
避難指示区域の概念図(2020年3月10日時点)



原子力被災12市町村の農業の状況

- 原子力被災12市町村経営耕地総面積20,869haのうち、営農休止面積は、田村市、南相馬市、川俣町の一部面積を除いた17,298ha。
- 1経営体当たりの経営耕地面積は、平均1.8haで全国と比べても小規模。
- 農家数約1万1千のうち、農外所得を主とする農家（副業的農家、準主業農家）が約85%を占める。

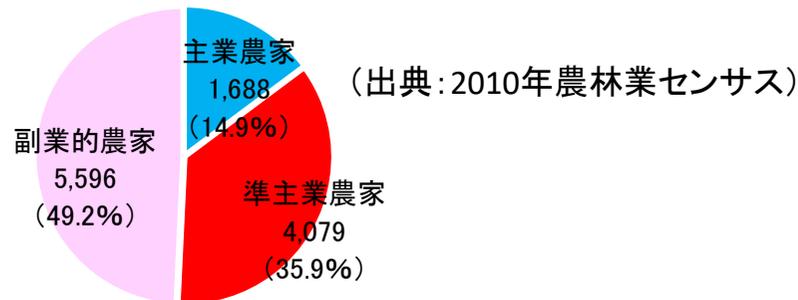
福島県



○ 経営農地の状況

	経営耕地のある 経営体数	経営耕地 総面積 (ha)	1経営体当たり 経営耕地面積 (a)
広野町	230	269	117
田村市	3,326	3,824	115
檜葉町	442	584	132
葛尾村	239	397	166
川内村	349	605	173
南相馬市	3,052	7,486	245
川俣町	672	816	121
飯館村	763	2,331	305
浪江町	1,030	2,035	198
富岡町	506	864	171
大熊町	480	936	195
双葉町	383	722	189
	(合計)11,472	(合計)20,869	(平均)182

○ 原子力被災12市町村の主副業別農家数



(出典: 2010年農林業センサス)

原子力被災12市町村の営農再開状況

- 原子力被災12市町村の経営耕地総面積20,869haのうち、営農休止面積は17,298ha（帰還困難区域2,040haを含む。）。営農再開面積は、5,568ha(約3割)。
- 避難指示解除の時期により営農再開率に差が生まれ、2極化が進んでいる。
- 営農再開割合の高い市町村は、出し手・受け手の特定や農業委員会の活動が進んでいる。
一方で、営農再開割合の低い市町村は、これらの活動が進んでいない状況。

市町村名	営農面積(令和元年度末)			人・農地プランの実質化(令和元年度末)		農業委員会の活動状況	
	休止面積 (ha)	再開面積 (ha)	再開割合 (%)	既に実質化されて いる地区	実質化に取り組む 地区	利用状況 調査	利用意向 調査
広野町	269	218	81.0	7	17	済	済
田村市(都路町)	893	523	58.6	3	3	済	済
檜葉町	585	231	39.5	0	0	未	未
葛尾村	398	41	10.3	0	3	未	未
川内村	605	366	60.5	7	0	済	未
南相馬市	7,289	3,841	52.7	15	25	済※1	未
川俣町(山木屋地区)	375	149	39.7	0	1	済※1	未
飯舘村	2,330	146	6.3	0	17	未	未
浪江町	2,034	39	1.9	0	1	未	未
富岡町	861	15	1.7	0	0	未	未
大熊町	936	0	0	0	0	未	未
双葉町	723	0	0	0	0	未	未
合計	17,298	5,568	32.2	32	67		

利用状況調査: 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地を確認。
 利用意向調査: 利用状況調査で判明した遊休農地について、農業上の利用の意向等を調査。

※1 帰還困難区域を除いて実施済み。

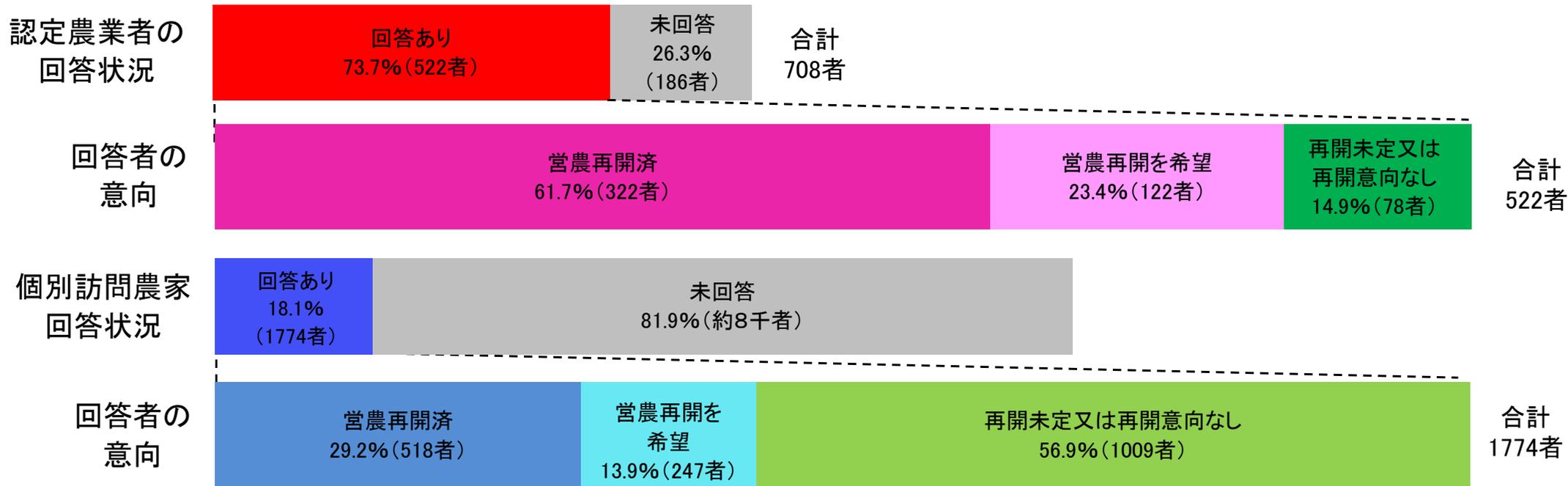
避難指示区域等における営農再開の状況

市町村	水稲（）内は令和元年度作付面積※				野菜（）内は令和元年度作付面積	畜産※	花き等（）内は令和元年度作付面積
	試験栽培	実証栽培	全量生産出荷管理	作付再開			
飯館村				30年産～ (45ha)	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で 出荷制限解除（29年3月）	肉用牛の飼養実証(28年:1戸)、水田放牧の実証(29年:肉用牛)、 原乳出荷制限解除(帰還困難地域を除く)(30年3月)、 肉用牛の再開（7戸）、乳用牛育成（1戸）	コギクの実証栽培・販売（29年度）（30a） カスミソウ、トルコギキョウ等の販売（29年度～） （花き：約2.4ha、そば：約12.9ha）
南相馬市				27年産～ (2,805ha)	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で 出荷制限解除（28年3月） （タマネギ、ブロッコリー：約17.3ha）	実証栽培(26年:飼料作物10a、27年:飼料作物22a)、 原乳の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(28年12月)、 肉用牛の再開（1戸）、養豚の再開(1戸)	トルコギキョウ生産部会の設立（27年度） カスミソウの実証栽培・販売（小高区、28年度～） コギクの販売（小高区、29年度～） （花き：約27a、大豆：約38.4ha、なたね：約22ha）
川俣町				R1年産～ (28ha)	出荷制限解除 (28年3月)	肉用牛の飼養実証(28年:2戸)、実証栽培(28年:飼料作物80a)、 乳用牛の飼養実証（29年：1戸）、原乳の出荷制限解除(山木屋 地区)(30年3月)、肉用牛の再開(1戸)、酪農の再開(1戸)、養豚 の再開(1戸)、養鶏の再開(1戸)	トルコギキョウの実証栽培（25年度）、全農家で栽培再 開（26年度～） リンドウの実証栽培（26年度）、販売（27年度～） アンスリウムの栽培（30年度） （花き：約4.8ha）
浪江町				R1年産～ (27ha)	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で 出荷制限解除（29年3月） （タマネギ：約5.1ha）	実証栽培(27年:飼料作物、牧草20a、28年:牧草30a)、 原乳の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(30年3月)	トルコギキョウの販売（26年度～） ユーカリの販売（30年度） カキツバタ、コウホネ、水仙の実証栽培(30年度) （花き：約6.4ha、エゴマ：約4.7ha）
葛尾村				30年産～ (27ha)	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で 出荷制限解除（28年3月）	実証栽培(26年:牧草8a、27年:牧草8a)、原乳の出荷制限解除 (帰還困難区域を除く)(28年12月)、肉用牛の再開(14戸)、酪 農の再開（1戸）、めん羊（1戸）、養鶏（1戸）	トルコギキョウの実証栽培・販売（29年度～） コチヨウランの栽培・販売（30年度） （そば：約4.7ha、大豆：約1.5ha、エゴマ：約70a）
田村市 (20 km圏 内)				26年産～ (342ha)	出荷制限解除 (25年3月) （トマト、ピーマン等：約1.9ha）	実証栽培(27年:牧草22a)、水田放牧実証試験(29年:肉用牛)、 原乳の出荷制限解除(福島第一原発から半径20km圏内の区 域)(28年12月)、肉用牛の再開(4戸)、養豚の再開(1戸)	リンドウの実証栽培（27年度）、販売（28年度～） （花き：約40a、エゴマ：約30a）
双葉町				—	※試験栽培（R1年～） （葉物野菜）		水田における地力増進作物の実証栽培（28年度～）
大熊町		30年産～ (0.16ha)		—	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で 出荷制限解除（29年3月）		
川内村				26年産～ (205ha)	出荷制限解除 (27年2月) （リーフレタス等：約1ha） (福島第一原発から半径20km圏内の区域)	実証栽培(26年:飼料作物3a)、原乳の出荷制限解除(福島第一原 発から半径20km圏内の区域)(28年12月)、 肉用牛の再開(1戸)	トルコギキョウの実証栽培・販売（25年度～） リンドウの実証栽培（26年度）、販売（27年度～） そばの栽培（25年度～） （花き：約70a、そば：約51ha、エゴマ：約10ha）
富岡町				R1年産～ (16ha)	パレイシヨの実証栽培（27年度～） 避難指示解除準備区域及び居住制限区域で 出荷制限解除（29年3月） （タマネギ：約3.6ha）	実証栽培(28年:飼料作物12a)、 原乳の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(30年3月)	
楢葉町				29年産～ (175ha)	出荷制限解除 (27年2月) （さつまいも、タマネギ：約34.9ha）	実証栽培(26年:牧草30a、27年:牧草30a)、肉用牛の飼養実証 (28年:1戸)、乳用牛の飼養実証(28年:1戸)、原乳の出荷制限解 除(福島第一原発から半径20km圏内の区域)(28年12月)、肉用 牛の再開(3戸)、酪農の再開(1戸)	トルコギキョウ等の実証栽培・販売（27年度～） （花き：約50a）
広野町				26年産～ (147ha)	出荷制限解除 (23年11月) （タマネギ：約60a）	原乳の出荷制限解除(23年10月)	キクの販売（25年度～） コギク等の実証栽培・販売（26年度～） （大豆：約2.4ha、小麦：約6.2ha、そば：約4.7ha）

(注) 野菜、花き等の作付面積は、R1.9.30現在（市町村からの聞き取りによる）
 ※ 畜産の営農再開（営農再開に向けた取組を含む）に係る戸数はR1.9.30現在（東北農政局震災復興室だより第32号から集計）。その他はH31.1末現在。
 ※ 水稲面積は福島県からの聞き取りによる。（R2.2月）

原子力被災12市町村の農業者の営農再開状況及び意向

- 原子力被災12市町村の農業者のうち、認定農業者は、既に多くの者が営農再開（61.7%）しており、加えて営農再開の意向がある農業者（23.4%）も多い。（計85%）
- 一方で、認定農業者以外の農業者は、多くが営農再開未定又は再開意向なし（56.9%）となっており、担い手の確保が極めて重要な課題。



(※平成29年12月までの調査結果)

表 個別訪問農家のうち再開未定又は再開意向なしの農業者（1009者）の農地の活用意向

課題（理由）	者数	割合
既に出し手となっている	85者	8%
出し手となる意向あり	739者	73%
出し手となる意向なし	72者	7%
耕作予定のない農地なし	75者	7%

原子力被災12市町村の農地の整備状況

- 営農休止面積17,298haから、帰還困難区域（約2,040ha）と農地転用（約1,440ha）を除いた約1万4千haのうち、約半数は、農地復旧・整備が実施・検討されているが、帰還率の低い検討中の地域では実施に向けた調整が課題。
- 残りの約7千ha（下図赤枠部分）について、
 - ① 基盤整備が未実施の条件の悪い農地では、不在地主化が進み営農再開が課題となっているほか、
 - ② 整備済みの農地であっても、将来の営農展開に合わせた再整備が必要となることもある。

原子力被災12市町村の農地の復旧・整備

津波被災地の農地整備 (約2,790ha)

営農休止面積 17,298 ha (H23.12時点)



農業再生の加速化のための農地整備 (約5,290ha)

農家の帰還状況等を踏まえ、担い手の確保と持続的経営が可能となる農地の大区画化・汎用化を行い、高収益作物への転換や生産性の向上を促進。

農家の帰還状況等を踏まえ、きめ細かなほ場レベルの整備を支援。
(暗きょ排水、畦畔除去、客土等)

- ※福島県による各市町村聴き取りを基に集計
- ※特定復興再生拠点で実施予定のほ場整備面積は「農地復旧+整備」「農地整備」の内数。
- ※農地の復旧、整備はR元年度末時点
- ※農地転用等面積のうち、太陽光発電施設への転用は731ha。

- 福島県やJA福島中央会との意見交換を実施し、課題やニーズを把握。
- また、原子力被災12市町村を東北農政局が巡回し、各首長等と意見交換を実施し、地元の課題やニーズをきめ細やかに把握。

福島県及びJA福島中央会との意見交換

- 福島県及びJA福島中央会ともに、第一に地元の担い手の育成、次に外部（法人を含めて）の担い手の参入が必要との意見（現行の帰還事業の継続は必須）
- 市町村行政に農業の専門家が不足（サポート体制の構築が必須）。
- 農業者に対して、具体的なビジョンやモデルを示すことが必要。広域ビジョン作成等の横連携も必要。
- 双葉地区は特に、兼業農家等が多く、農地の集積や担い手の確保が重要。
- 農業労働力の確保が困難で住宅問題や賃金の補填の問題への対応が必要。
- 農林水産業の再開には、風評被害対策も重要。

【参考】スケジュール ・令和元年5月9日 JA福島中央会と意見交換 ・5月15日 福島県及びJA福島中央会と意見交換

原子力被災12市町村との意見交換

- 米の生産だけでなく、畑作物も含め他の作物の生産も考えたい。
- 死亡等による所有者不明農地があると農地の集積が難しい。
- 8年が経過し、高齢農業者の営農再開は困難になっており、新たな人材を探して支援する必要がある。
- 再開した経営体の後に続く経営体がない。米中心の兼業農家は8年経ち後継者がいない。
- 営農再開農家の元気な姿を見せることで未再開農家のモチベーションを上げていきたい。
- 旧避難指示区域外も含め、一体的な支援をお願いしたい。
- 農地の整備やプランニング等の推進にあたり人的支援が欲しい。
- オリ・パラのビクトリーフラワーとして町内栽培のアンズリウム（花き）を活用して欲しい。
- 被災地向けの事業について、復興創生期間以降も継続して欲しい。

原子力被災 12市町村の営農再開に向けた支援策

- 福島県営農再開支援事業、被災地域農業復興総合支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業により、農業関連インフラの復旧、除染後農地等の保安全管理から作付実証、農業用機械・施設等の導入支援、新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援。

農地除染

(帰還困難区域以外は完了)

	田村市	楡葉町	川内村	大熊町	葛尾村	川俣町	飯館村	南相馬市	浪江町	富岡町	双葉町
対象面積 (ha)	140	830	130	170	570	610	2,400	1,600	1,400	750	100
農地除染の進捗率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

営農再開に向けた

条件整備

営農再開

- ◆ **農地、農業水利施設等のインフラ復旧**
 - 農地、農業水利施設等の災害復旧に対して支援、技術者の派遣
 - ◆ **除染後農地等の保安全管理 - ※**
 - 除染後から営農再開まで、農地、畦畔等における除草等の保安全管理に対して支援
 - ◆ **鳥獣被害防止対策 - ※**
 - 一斉捕獲活動や侵入防止柵等の設置に対して支援
 - ◆ **営農再開に向けた作付実証 - ※**
 - 農産物が基準値を下回っていることを確認するための作付実証に対して支援
 - ◆ **管理耕作 - ※**
 - 避難等により営農再開が見込めない農地の受託組織等による管理耕作（営農再開としてカウント）に対して支援
 - ◆ **放射性物質の吸収抑制対策 - ※**
 - カリ質肥料の施用の実施を支援
 - ◆ **農業用機械・施設等の導入支援**
 - 市町村のリース方式による農家負担無しの農業用機械・施設の導入を支援（被災地域農業復興総合支援事業）
 - 営農再開する農家に対して、農業用機械・施設の導入等を支援（原子力被災12市町村農業者支援事業）
- 新たな農業への転換**
- 経営の大規模化や施設園芸への転換等、新たな農業への転換を支援

令和2年度予算額

- ・福島県営農再開支援事業 - ※
予算総額362億円（基金事業）
- ・被災地域農業復興総合支援事業
791億円の内数
- ・原子力被災12市町村農業者支援事業
予算総額79億円（基金事業）

- 営農再開を加速するため、**原子力被災12市町村に対し**、農政局からの職員を基本に、**1名ずつ派遣**。また、地域の実情等を踏まえ、浪江町と飯館村に、農業土木職員を出向。
- 技術職員5名等からなる**サポートチーム（14名）**を設置。技術職員の事務所は富岡町に設置。

市町村担当チーム

担当職員を配置し、営農再開のビジョン作りから具体化までを推進

農林水産省

- 営農再開を加速化するため、農政局からの職員を基本に、1名ずつ職員を派遣
(田村市、南相馬市は出向。ほかは駐在)
- 基盤整備について、12名とは別に、地域の実情等を踏まえ、浪江町と飯館村に、農業土木職員を派遣（出向）。

福島県

市町村農業担当職員

JA（JA福島さくら、JAふくしま未来）

農地利用最適化推進委員

サポートチーム

必要に応じたオンサイトサポートを実施

農林水産省（課題に応じ、対応できる人員を配置）

- 技術職員（農学、農業土木）5名等からなる**合計14名**のチームを構成。
- 12市町村と県、JAとの連携を考慮し、**技術チームの事務所を新たに富岡町に設置**。
- さらに、畜産、用地、農地中間管理機構、農業土木の知識を有する職種の東北農政局本局職員4名を兼務させて配置。

福島県農林事務所（事業担当及び普及担当）

JA

福島相双復興推進機構



支援

実証事業の結果を踏まえて、農地の除染を推進

現地のは場で行った実証試験で、表土の削り取りにより土壌の放射性セシウム濃度が8～9割減少するなどの効果を確認。この結果を踏まえ、環境省が関係省庁と連携して、土壌の放射性セシウム濃度に応じてそれぞれ技術を適用して農地を除染。

土壌の放射性セシウム濃度	適用する主な技術	適用例	
～5,000Bq/kg	反転耕、移行低減栽培（※）、表土の削り取り（未耕起圃場） ※ 作物による土壌中の放射性セシウムの吸収を抑制するため、カリウム肥料を施用する栽培方法。	 反転耕（畑、水田、牧草地）	 移行低減栽培
5,000～10,000Bq/kg	表土の削り取り、反転耕、水による土壌攪拌・除去	 表土の削り取り（畑、水田、牧草地）	 水による土壌攪拌・除去（水田）
10,000～25,000Bq/kg	表土の削り取り	 固化剤を用いた削り取り	 芝・牧草のはぎ取り

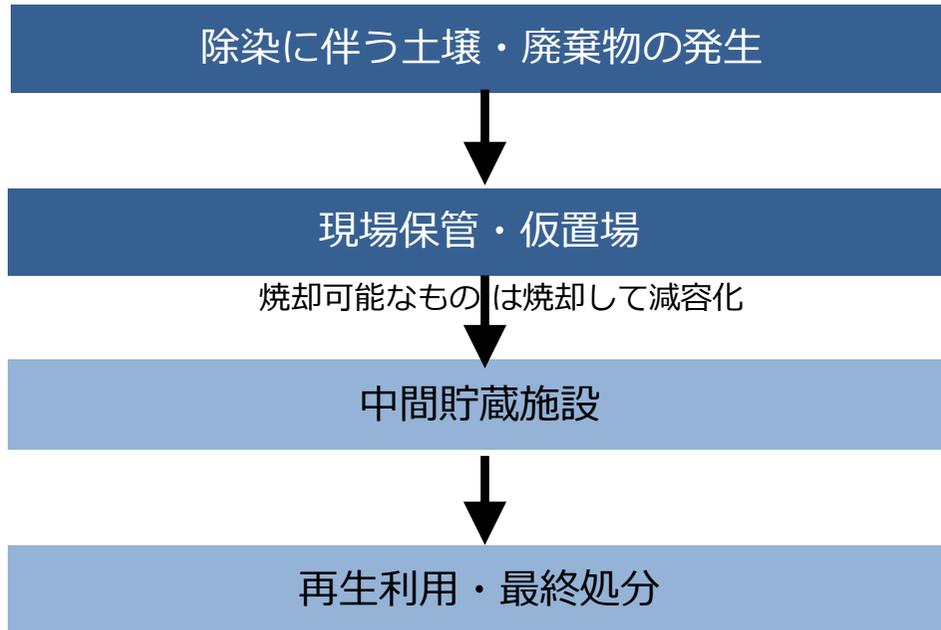
農地・森林を計画的に除染

福島県内の農地・森林について、国直轄除染地域（除染特別地域）は環境省が、市町村除染地域（汚染状況重点調査地域）は市町村等が除染実施計画に基づき除染を実施し、これまでに作業が完了している。除去土壌等については中間貯蔵施設への搬入が計画的に実施されている。

福島県内の農地・森林の除染実施状況

- 国直轄除染地域（除染特別地域）
平成28年度末に、帰還困難区域を除き完了
- 市町村除染地域（汚染状況重点調査地域）
平成29年度末に完了

福島県における除去土壌等の処理（イメージ）



- 中間貯蔵施設用地の取得状況（令和2年5月末時点）

全体面積	契約済み	割合
約1,600ha	約1,166ha	約73%

- 中間貯蔵施設への搬入状況（令和2年1月末時点）

輸送対象物量	搬出済量	割合
約1,400万 m^3	約755万 m^3	約54%

ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施

ため池については、放射性物質の実態を把握するとともに、利用や管理に及ぼす影響を軽減するための対策を検討するため各種調査を実施。

調査結果を踏まえ、利用・管理に支障が生じているため池については、その影響に応じて、放射性物質対策を推進。

福島県のため池調査結果

水質の放射性セシウム濃度（平成26年度）

	避難指示区域外		避難指示区域			
			避難指示解除準備		居住制限・帰還困難	
検出下限値未満	2,234	98%	145	97%	73	53%
検出	53	2%	5	3%	65	47%
計	2,287	100%	150	100%	138	100%
最高 (Bq/L)	9		5		86	

注：検出下限値は、 ^{134}Cs 、 ^{137}Cs ともに1Bq/L

底質の放射性セシウム濃度（平成26年度）

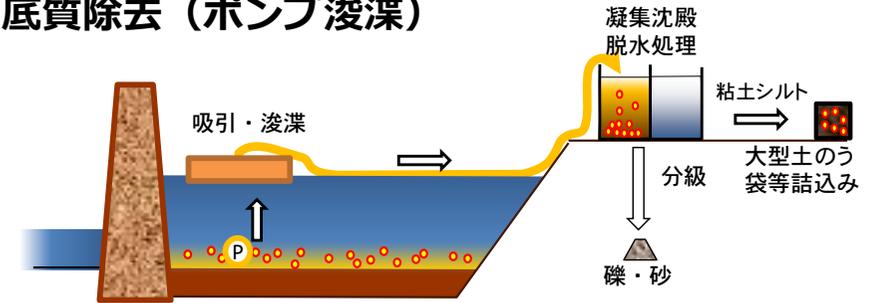
乾重量当たり濃度 (Bq/kg)	避難指示区域外		避難指示区域			
			避難指示解除準備		居住制限・帰還困難	
～1千	638	24%	21	13%	2	2%
1千超～8千以下	1,449	55%	94	57%	20	14%
8千超～10万以下	557	21%	50	30%	86	61%
10万超～	3	0%	-	-	33	23%
計	2,647	100%	165	100%	141	100%
最低～最高 (Bq/kg)	<20～222,000		13～69,000		150～690,000	

注：乾重量当たり濃度 (Bq/kg) 8千超の場合に対策を検討

ため池の放射性物質対策工法の例

放射性セシウム濃度の高い底質を除去し、底質の放射性セシウム濃度を下げる対策である。

①底質除去（ポンプ浚渫）



貯水したまま、ポンプ等により底質を吸引し分級、脱水等を行った後に、中間貯蔵施設へ搬入するため、大型土のう袋等へ詰込みを行う。

②底質除去（バックホウ掘削）



落水後、バックホウ等により底質を掘削し分級、脱水等を行った後に、中間貯蔵施設へ搬入するため、大型土のう袋等へ詰込みを行う。

原子力被災12市町村の農地・農業用施設等の復旧・整備

原子力被災12市町村の営農再開に向けて、農地・農業用施設等の災害復旧事業を実施。

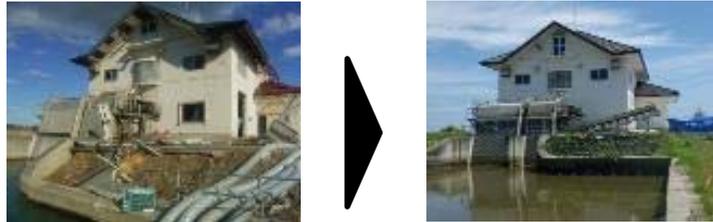
県や市町村による農地・農業用施設等の災害復旧事業が迅速に進むよう支援。

農家の帰還状況等を踏まえ、担い手の確保と持続的経営が可能となる農地の大区画化・汎用化を行い、高収益作物への転換や生産性の向上を促進。

これまでの主な取組

農業用施設等の復旧

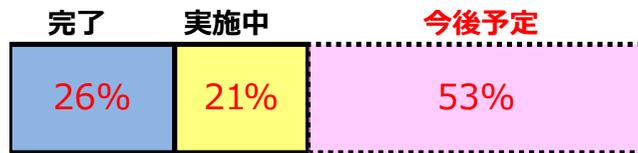
- 南相馬市及び浪江町の排水機場について、知事から要請を受け、直轄で復旧工事を実施中。8機場のうち7機場は稼働中。残りの1機場は令和2年度までに完了予定。
- 国営かんがい排水事業「請戸川地区」の大柿ダム、幹線用水路等について、直轄で復旧工事を実施中。
- 農地海岸については、帰還困難区域の3地区を除いて復旧工事が完了。



排水機場の復旧状況(谷地排水機場)

- 農地整備については、農業者の帰還を促しつつ、県が事業主体となり整備要望の約5割に着手、うち約3割で整備を完了。(R元年度末時点)

農業再生の加速化のための農地整備(約5,290ha)



◇馬場西地区(南相馬市)◇



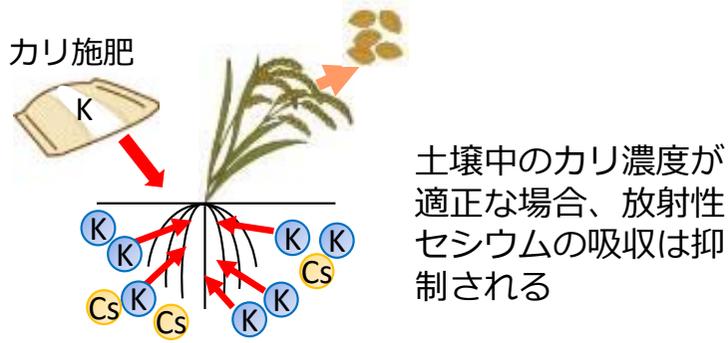
農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施

放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。

引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

米
カリ施肥等による放射性物質の吸収抑制対策を実施。
基準値を超過した米の流通を防ぐ取組を実施。

カリ施肥による稲の吸収抑制対策



カリウム散布状況

畜産物
畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料のみを給与するなど適切な家畜の飼養管理を徹底。

モニタリング対象県の牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう抽出検査を実施。

飼料の放射性セシウムの暫定許容値
牛・馬：100Bq/kg、豚：80Bq/kg、鶏：160Bq/kg

牧草の放射性物質の吸収抑制対策

・反転耕等による牧草地における放射性物質の低減対策の推進



重機を活用した反転耕



ストーンクラッシャーによる石礫破碎



急傾斜牧草地での無線トラクターの活用

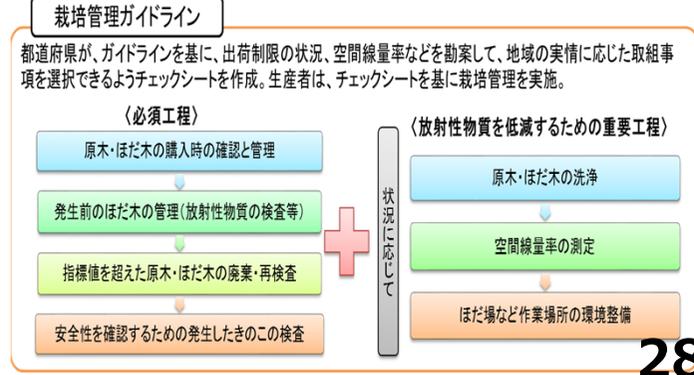
きのこ
きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。（きのこ原木：50 Bq/kg、菌床用培地：200 Bq/kg）

指標値を満たすきのこ原木等の導入や、発生したきのこの放射性物質を検査する等の栽培管理を通じて、基準値以下のきのこ生産を実施。

具体的な取組



きのこ原木の導入支援



農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

農畜産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低くなっており、基準値超過割合は年々低下。きのこ・山菜類、水産物では、基準値を超過したものが見られるが、超過割合は減少。

農林水産物の放射性物質の検査結果^{注1}（17都県^{注2}）（令和2年3月24日現在）

品目	平成29年度 基準値 超過割合 ^{注4}	平成30年度 ^{注4}		令和元年度（～令和2年3月24日） ^{注4}		基準値超過品目
		基準値 超過割合	基準値超過点数 （検査点数）	基準値 超過割合	基準値超過点数 （検査点数）	令和元年度 （30年度）
農畜産物	米	0 %	0 % 0 (925万)	0 %	0 (940万)	—
	麦	0 %	0 % 0 (207)	0 %	0 (172)	—
	豆類	0 %	0 % 0 (234)	0 %	0 (133)	—
	野菜類	0 %	0 % 0 (6,728)	0 %	0 (5,334)	—
	果実類	0.06 %	0 % 0 (1,296)	0 %	0 (1,041)	—
	茶 ^{注5}	0 %	0 % 0 (43)	0 %	0 (38)	—
	その他 地域特産物	0 %	0 % 0 (248)	0 %	0 (183)	—
	原乳	0 %	0 % 0 (610)	0 %	0 (505)	—
	肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	0 %	0 % 0 (210,480)	0 %	0 (202,303)	—
きのこ・山菜類	0.7 %	1.8 % 133 (7,571)	1.5 %	90 (6,034)	コシアブラ、タケノコ等16品目 (コシアブラ、タケノコ等127品目)	
水産物	0.06 %	0.04 % 6 (13,922)	0.05 %	6 (12,891)	イワナ、ヤマメ (コモンカスベ、イワナ、ヤマメ)	
農林水産物計	0.001 %	0.001 % 139 (949万)	0.001 %	96 (963万)	平成29年度検査点数：1,023万点	

(注1) 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。
 (注2) 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）で対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。
 (注3) 平成24年4月施行の基準値（100 Bq/kg）を超過した割合（原乳については50 Bq/kg）。なお、茶は、荒茶や製茶の状態ですべて500 Bq/kgを超過した割合。
 (注4) 穀類（米、大豆等）について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。水産物は、令和2年3月31日現在。
 (注5) 飲料水の基準値（10 Bq/kg）が適用される緑茶のみ計上。

平成27年8月に設立された福島相双復興官民合同チーム（営農再開グループ）に東北農政局と福島県（農業普及組織）が参加し、地域農業の将来像の策定や農業者の営農再開等の取組を支援している。平成29年4月からは、営農再開グループに（公社）福島相双復興推進機構が参加して活動が強化され、農業者の個別訪問とその支援・フォローアップ、販路確保等の支援にも取り組んでいる。

福島相双復興官民合同チームの営農再開グループ （平成27年8月発足、平成29年4月体制強化）

◆ 体制

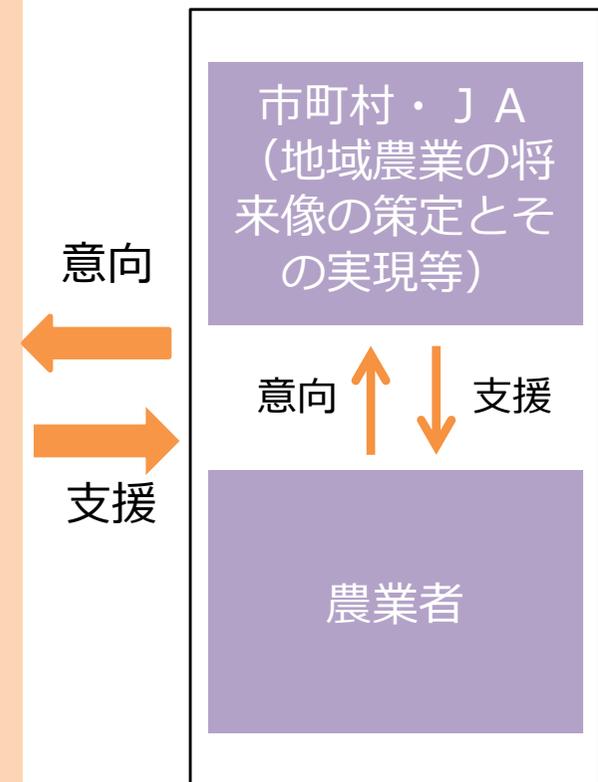
- 東北農政局（震災復興参事官室等）、福島県（農業普及組織）、福島機構（営農再開部署）が一体的にグループを形成

◆ 活動方針

- 農業は、地域的なまとまりが不可欠であることから、地域農業の将来像の策定や農業者の意向把握を踏まえた営農再開の取組を支援

◆ 活動内容

- 地域農業の将来像の策定の支援
- 農業者訪問等を通じた営農再開意向の把握
- 集落の相談会・座談会への参加（意向把握や各種事業の紹介）
- 営農体制（個人・集落営農・法人等）の構築への支援
- 必要な機械・施設の導入、技術・経営指導、販路確保等への支援



福島相双復興官民合同チームの営農再開グループの活動実績

(令和元年12月31日現在)

活動内容	実績
市町村、集落への訪問件数	2,299件*
農業者訪問者数	1,774者

*:東北農政局震災復興室による訪問件数

地域営農の再開支援

【対象地域】

福島県楢葉町、富岡町、大熊町、浪江町、葛尾村
飯館村

【経緯】

町・JAの要請に応じて農地集積（面的支援）等を支援

【営農再開グループの支援】

- ①担い手への農地集積等に係る業務の支援
- ②営農再開ビジョン等の検討に当たっての助言等支援
- ③農地集積の方針及び計画の策定支援に加え、意向確認等にかかる農業者訪問を支援

農業者訪問での意向把握を踏まえた支援

【販路拡大タイアップ事業の推進】

被災12市町村の販路に困っている農業者を支援

【営農再開グループの支援】

- ・宅配企画による飲食店等への紹介や外部専門家の活用
- ・更に、出荷にあたっての条件交渉やPOP等の販売ツールを作成し、直売コーナーでの販売を支援

【地域農業の持続的発展に向けた地域の取組に対する支援】

被災12市町村の畜産農家ネットワークづくりを支援

【営農再開グループの支援】

- ・平成30年 6月 畜産酪農懇談会第1回セミナー開催
- ・平成30年 10月 事業者様牧場設計現地検討会開催
- ・平成30年 11月 先進地見学会の開催
- ・平成31年 3月 畜産酪農懇談会第2回セミナー開催
- ・令和 2年 11月 畜産酪農懇談会第3回セミナー開催(予定)

被災12市町村の農業者訪問の取組

被災12市町村の営農再開に向けて、農業者を個別に訪問し、営農再開意向や要望の把握、支援策の説明を実施している。

	認定農業者訪問（平成28年7月～11月）	農業者訪問（平成29年4月～令和元年12月）
対象	認定農業者522者	農業者1,774者（認定農業者以外が中心）
訪問結果の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は444者（訪問した農業者全体の85%）・ 営農再開に向けた主な意見・要望は、<ol style="list-style-type: none">①個人や小規模でも対象となる補助事業の創設②風評対策や販路の確保への支援③担い手不足や雇用労働力の確保の支援④集落営農への支援⑤ほ場整備やパイプラインの整備等への支援	<ul style="list-style-type: none">・ 営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は、765者（訪問した農業者全体の43%）・ 営農再開済みの農業者の主な課題は、農業機械・施設の導入、労働力確保・ 未再開の農業者の主な課題は、鳥獣害対策、用排水路の復旧・ 再開意向のない者のうち、既に農地の出し手となっている者は8%、今後出し手となる意向のある者は73%

福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、農林業者の帰還と営農再開を強力に推進する先端技術の開発・実証等を支援。

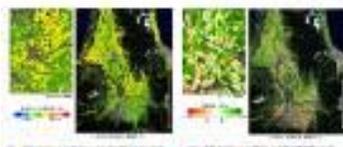
R2年度に取り組んでいる開発・実証課題

【ブロッコリー自動選別収穫機】



少人数で大面積栽培が可能な機械化体系の確立を実現

【高品質米生産管理技術】



衛星画像の解析から効率的な水稻の生産管理を実現

【農地地力の見える化技術】



地力のバラツキを「見える化」したほ場のイメージ図

地力の向上とバラツキ改善を実現

【ICT活用による和牛肥育管理技術の開発】

超音波診断装置を活用した肉質診断

超音波測定による生体の肉質診断



エコー画像



エコー画像から肉質を診断するには、熟達した技術が必要

エコー画像から生体の肉質を客観的に診断できるシステムを開発

撮影装置を活用した肉質評価



撮影装置をロース芯部分に当て撮影

撮影画像

脂肪の面積割合、細かさの指数を算出し、枝肉の肉質を客観的に評価するための画像解析技術を改良

AIによる解析により、生体から、と畜され枝肉となった際の肉質を推定

成育途中で肉質を判断でき、早期出荷等、適切な時期・状態での出荷が可能

これまでに完了した開発・実証課題

【トラクターの自動走行技術】



栽培面積の拡大とコストの削減を実現

【農作業用アシストスーツ】



収穫・運搬や出荷調整など、作業負担の軽減を実現

【法面用除草ロボット】



ほ場管理作業の軽労化を実現

【苗木植栽ロボット】



自動植付機による高能率な海岸防災林植栽を実現

森林内のモニタリング

樹木の葉・枝・幹から土壌まで階層ごとに放射性物質の分布状況等を調査、解析。

調査結果

- ・森林内の放射性セシウム約9割以上が土壌表層に分布
- ・樹木に残る放射性セシウムも多くは樹皮に分布



落葉層と土壌の採取



樹皮試料の採取

森林施業による影響の検証と対策の実証

植栽や間伐などによる空間線量率の変化等の影響を検証。また、林業従事者の被ばく対策等を実証。

検証・実証結果

- ・間伐による空間線量率の変化は少ない
- ・林業機械のキャビン内は屋外と比較し、空間線量率が2～3割程度低い



キャビン付き林業機械による間伐



キャビン付フォワーダ
(木材運搬車両)

被ばく低減効果のある林業機械の例

林業再生対策

汚染状況重点調査地域等内で森林の概況調査、間伐等の森林整備、放射性物質の移動抑制対策などを実施。



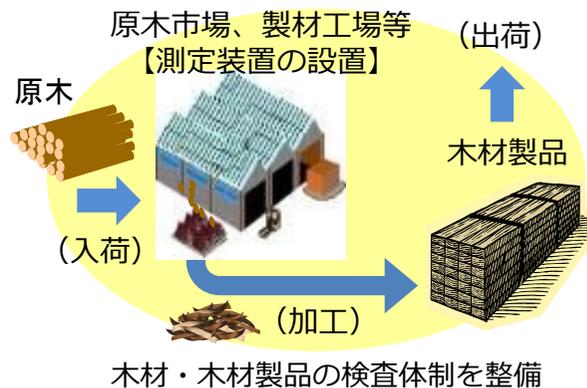
森林の概況調査



筋工による放射性物質の移動抑制対策

安全な木材製品の供給

木材・木材製品の放射性物質調査や安全証明体制の構築及び風評被害防止のための普及啓発を支援。



選木機用測定装置

福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組（里山再生事業）

平成28年3月に復興庁・農水省・環境省で取りまとめた「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、日常的に人が立ち入る里山の再生に向けた取組として「里山再生モデル事業」を実施。令和2年1月にモデル事業の中間とりまとめを行い、令和2年度以降も「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を実施することとした。里山再生事業の詳細は、以下のとおり。

目的

住民の安全・安心の確保に資する取組を当該里山の様態に合わせて組み合わせて実施することで、住民が安心して利用できるような環境づくりを推進。

対象

対象となる里山

住民が身近に利用してきた住居周辺の里山（森林公園・遊歩道・キャンプ場等）



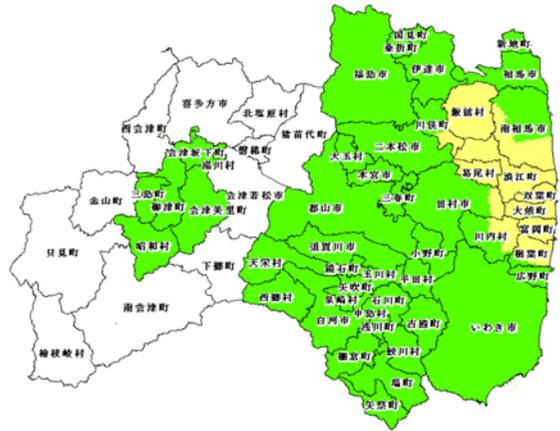
例：遊歩道



例：キャンプ場

対象地域

避難指示区域及び汚染状況重点調査地域（解除済み含む）のある福島県内の市町村



事業内容

以下の3つの構成事業のうち、市町村の要望に応じ、2又は3事業を組み合わせて実施する。

除染

人が日常的に立ち入る場所で、堆積物除去や残渣除去等の除染を実施。

例：残渣除去の様子



森林整備

間伐などの森林整備と丸太筋工の設置等の放射性物質対策を実施。

例：丸太筋工



線量測定

住民の利用形態を想定した遊歩道等の空間線量率の測定や個人被ばく線量の測定等を実施

例：歩行サーベイ



その他

個々の事業の実施期間は、概ね3年間とする。

福島県における漁業再生に向けた取組

平成24年6月下旬から、放射性物質の値が低い魚種の試験操業・販売を実施。その後、順次、漁業種類・対象種・海域を拡大し、すべての魚種で試験操業を実施(令和2年5月29日現在)。

引き続き、協議会等における検討に参画し、漁業再開に向けた試験操業の取組を支援するとともに、放射性物質の汚染源や、水生生物に取り込まれる経路の解明等を実施。

試験操業の決定の経緯

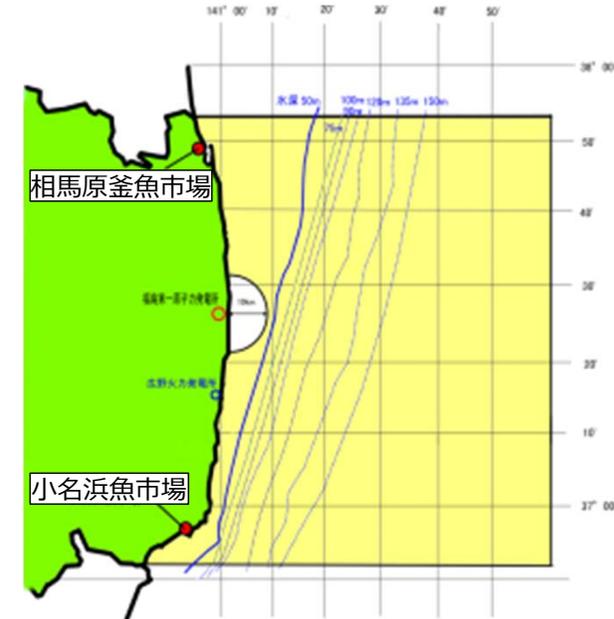
- ・福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムが基準値(50Bq/kg:自主基準値(国の基準値:100Bq/kg))以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業の漁業種類、対象種・海域を決定
- ・平成24年6月から、底びき網漁船による3種に絞った試験操業・販売を開始(相馬双葉地区)
- ・平成25年10月から、底びき網漁業による試験操業を開始(いわき地区)
- ・平成29年3月から、東京電力福島第一原子力発電所から半径10km~20kmの水域での試験操業を開始
- ・平成29年3月から、順次、各魚市場で入札による出荷を実施。漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京等の市場に出荷

試験操業の漁業種類

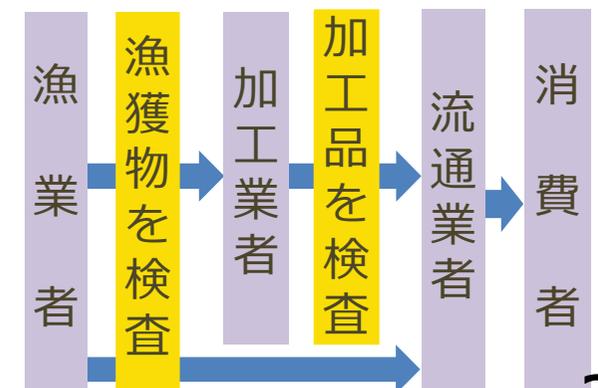
出典:「福島県海面漁業漁獲高統計」、「福島県水産要覧」

沖合底びき網漁業	キアンコウ、ヒラメ、マアナゴ、マコガレイ、マダラ、ミスダコ等	
小型機船底引き網漁業	イシカワシラウオ、コウナゴ(イカナゴの稚魚)、サヨリ等	
貝けた網漁業	ウバガイ、コタマガイ	
機船船びき網漁業	カタクチシラス、マシラス等	
さし網漁業	沿岸流し網漁業	サワラ、ブリ、マサバ等
	固定式さし網漁業	イシガレイ、シロメバル、ヒラメ、マコガレイ等
沿岸はえ縄漁業	アイナメ、スズキ、ヒラメ、マダラ等	
釣り漁業	アイナメ、クロソイ、シロメバル、ヒラメ等	
沖合たこかご漁業	シライトマキバイ、ミスダコ、ヤナギダコ等	
沿岸かご漁業 (はもかご・どう漁業を含む)	ヒメエゾボラ、ヒラツメガニ、マダコ、ミスダコ等	
採貝・採藻漁業 (潜水漁業を含む)	ウニ類、アワビ類	
松川浦養殖	アサリ、ヒトエグサ	

試験操業海域 (令和2年5月29日現在)



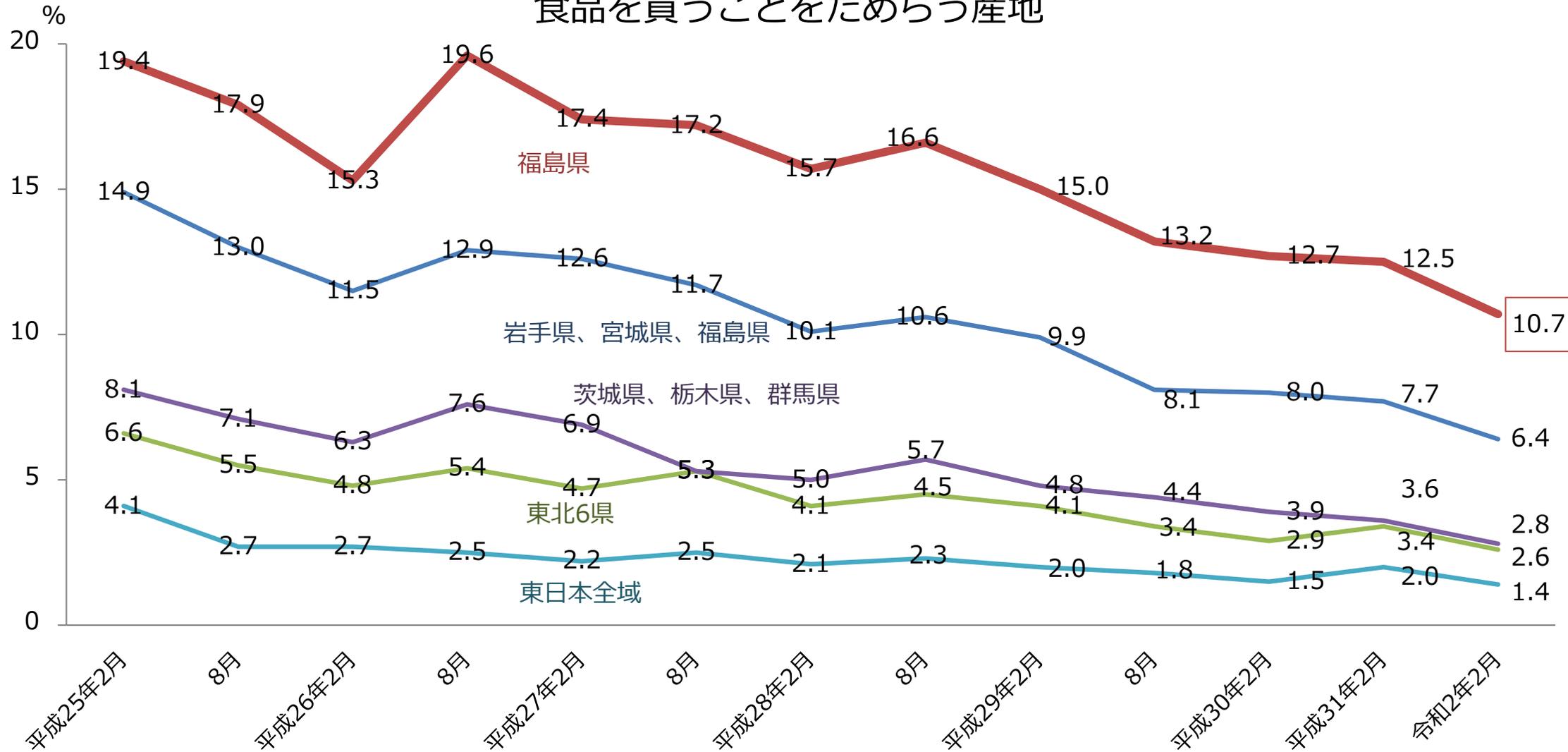
漁獲物の流れ



食品についての風評の現状

被災地産の食品の購入をためらう消費者が一定程度存在している。特に、福島県産の食品については、高い割合となっている。

食品を買うことをためらう産地



資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第13回）」

注：全回答者（5,176人）のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

科学的根拠に基づかない風評や偏見・差別が今なお残っていることを踏まえ、政府は、伝えるべき対象、内容、取り組むべき具体的施策等を示した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を平成29年12月に策定。（復興大臣の下、関係省庁局庁クラスを構成員とするタスクフォースで決定）

本戦略に基づき、政府一体となって風評の払拭に取り組むこととしている。

ポイント

知ってもらう

対象

- ① 児童生徒、教育関係者
- ② 妊産婦、乳幼児、児童生徒の保護者
- ③ 広く国民一般

内容

- ① 放射線の基本的事項と健康影響
- ② 食品と飲料水の安全性 等

具体的施策

- ① 放射線副読本の改訂
- ② 乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始 等

食べてもらう

- ① 小売、流通事業者
- ② 消費者
- ③ 在京大使館、外国要人、外国プレス
- ④ 在留外国人、海外からの観光客

- ① 福島県産品の「魅力」や「美味しさ」
- ② 食品と飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準
- ③ 生産段階での管理体制 等

- ① 福島県産品の販売場所の情報発信
- ② 流通実態調査の結果を踏まえた小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供
- ③ 輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ
- ④ 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの推進 等

来てもらう

- ① 教師、PTA関係者、旅行業者
- ② 海外からの観光客、外国プレス、在留外国人
- ③ 県外からの観光客

- ① 福島県の旅行先としての「魅力」
- ② 福島県における空間線量率や食品等の安全 等

- ① 福島県ならではの「ホープツーリズム[※]」の推進
- ② 東北を対象としたプロモーション 等

※福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人」との出会いや「福島県のありのままの姿」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組

食品中の放射性物質に関する情報の発信

農林水産物の風評払拭については、科学的な見地に基づいて正確でわかりやすい情報提供と丁寧な説明を行うことが重要。食品中の放射性物質の検査結果や農林水産現場での取組等を、関係府省等と連携し、ホームページや広報資材を活用し、幅広く発信している。

関係府省（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省）は連携して、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションに重点的に取り組んでいる。

食品中の放射性物質に関する4府省連携意見交換会の開催



意見交換会



親子参加型イベント

最近の開催状況

開催日	開催場所
平成30年7月26日	東京都江東区※
8月 2日	大阪府大阪市※
8月10日	宮城県仙台市※
11月12日	東京都千代田区
11月15日	静岡県静岡市
11月22日	大阪府大阪市
11月28日	沖縄県那覇市
令和元年7月25日	京都府京都市※
8月 1日	東京都大田区※
8月10日	宮城県仙台市※
10月21日	宮城県仙台市
11月 8日	福岡県福岡市
11月22日	京都府京都市
11月27日	東京都中央区

※親子参加型イベントに出展

「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

MAFF

- ◆ 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を平成23年4月より推進。
- ◆ 関係省庁と連携し、平成24年度より経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼。
- ◆ 全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。



「食べて応援しよう！」

被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（被災地産食品）を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



農林生協（農林水産省総合売店）の「福島県産食品コーナー」の様子



中国四国農政局高知県拠点の食堂における被災地産食品を使用したメニューの提供



被災地産品販売フェア「第3回 食べて応援しよう！in仙台」を勾当台公園で開催



セブン&アイホールディングスによる「東北かけはしプロジェクト」

これまでの取組： 1,642 件
うち被災地産食品販売フェア等：1,295 件
社内食堂等での食材利用： 243 件
(平成23年4月～令和2年5月末までの間)

福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（生産段階での取組）

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

第三者認証GAP等の取得支援

- ・ 第三者認証GAP等の取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。

＜福島県が把握したGAP取得件数＞（令和2年3月末時点）

269件（GLOBALG.A.P. 27件、ASIAGAP 7件、JGAP 162件、FGAP 73件）

※福島県農林水産業再生総合事業以外の支援による取得も含む。

- ・ 普及指導員や農業高校教員等の指導員研修を支援。329名がJGAP指導員資格を取得（令和2年3月末時点）。



ふくしま。GAPチャレンジ宣言
（平成29年5月）



G A P 認証取得研修会

水産エコラベルの取得、水産物の高鮮度化支援

- ・ 水産エコラベルの取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。

- ・ 水産物の高鮮度化に向けた取組及び新たな販路開拓に要する経費を支援。



水産物の高鮮度化に向けた実証試験

環境にやさしい農産物の生産支援

- ・ 有機JAS認証の取得に係る費用を支援し、15件が認証審査を受審（令和2年3月末時点）。
- ・ 有機栽培米の産地見学会や商談会、オーガニックふくしまマルシェ等の開催を支援。



有機栽培米の商談会



オーガニックふくしまマルシェ

農林水産物の検査支援

- ・ 国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費を支援。

- ・ 産地における自主検査に要する経費と、検査結果に基づく安全性のPRを支援。



ゲルマニウム半導体検出器による測定

令和元年度福島県産農産物等流通実態調査の調査内容と調査結果①

調査内容

福島復興再生特別措置法に基づき、福島県産農産物等の販売不振の実態を明らかにするため、次の調査を実施。

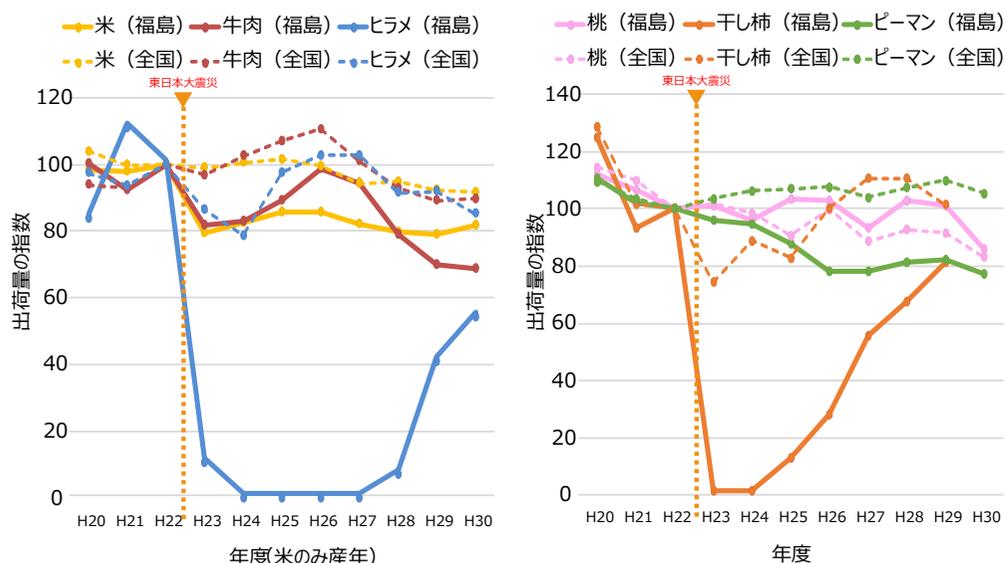
- 米、牛肉、桃、あんぽ柿、ピーマン、ヒラメの重点6品目について、流通段階ごとの価格形成の追跡調査
- 重点6品目を含む25品目について、出荷量、取引価格等の概要調査

注) 重点6品目のほか、きゅうり、トマト、アスパラガス、さやいんげん、ねぎ、ブロッコリー、グリーンピース、しいたけ、なめこ、梨、りんご、ぶどう、豚肉、鶏肉、牛乳、カツオ、マアナゴ、コウナゴ、マガレイ

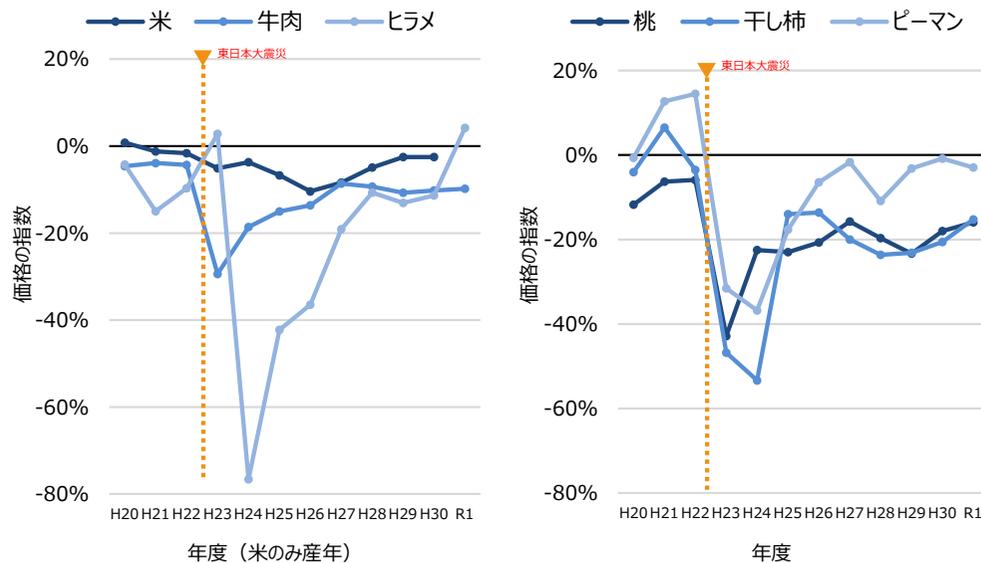
調査結果①

- 震災前と比べると、米、牛肉等の重点6品目の出荷量は依然回復していない。
- 福島県産品と全国平均の価格差は徐々に縮小しているが、依然全国平均を下回る価格の品目が多い。

福島県産品の出荷量の推移 (H22を100とした値)



福島県産品と全国平均の価格差の推移



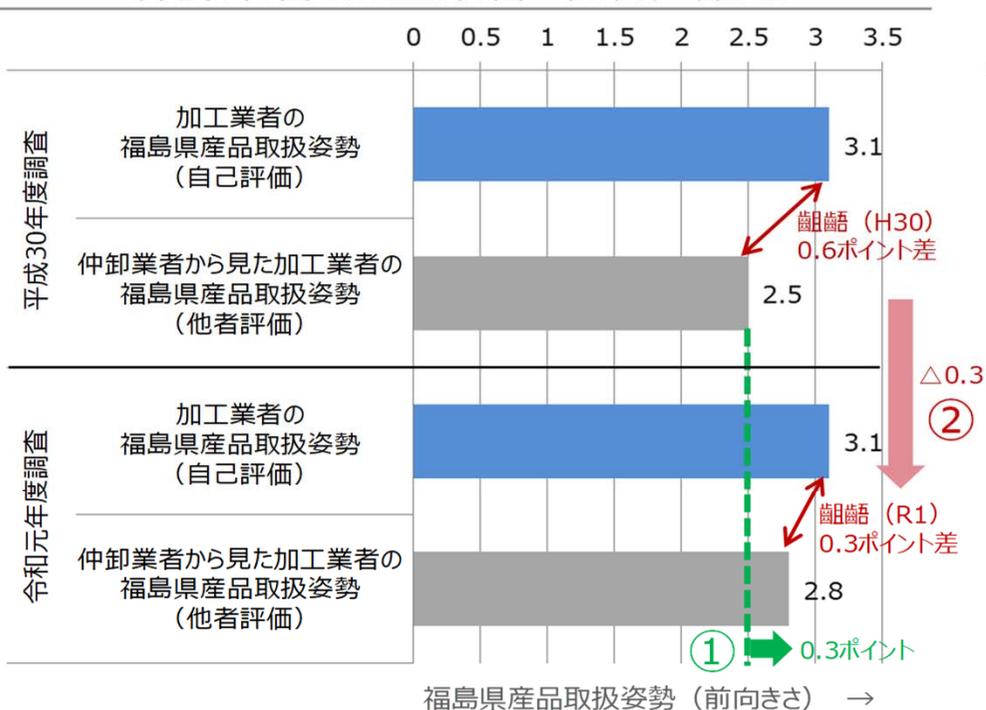
令和元年度福島県産農産物等流通実態調査の調査内容と調査結果②

ポイント

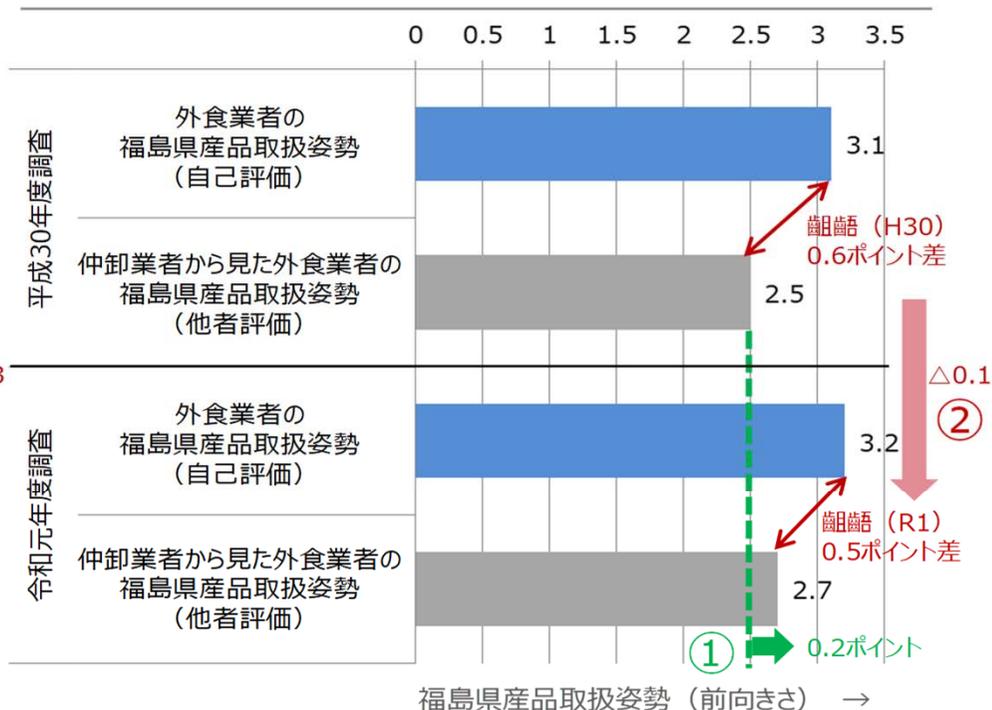
福島県産品に対する納入業者と納入先の認識の齟齬は、前年度調査と比べてやや改善傾向にある。

- 平成30年度調査では、納入業者（仲卸業者など）は、納入先の福島県産品の取扱意向を、実態よりネガティブに認識していることが分かった。このことについて、国から流通業者等に対して認識の齟齬の是正に関する指導・助言通知を発出し、周知を行った。
- 令和元年度調査では、前年度に比べ、仲卸業者において、その納入先の福島県産品の取扱意向についての評価がやや前向きとなった（図中①）。その結果、認識の齟齬の程度はやや緩和された（図中②）。

仲卸業者と加工業者の認識の齟齬



仲卸業者と外食業者の認識の齟齬



※「5：前向き」「4：やや前向き」「3：どちらともいえない」「2：やや後向き」「1：後向き」の5段階評価の平均値。

令和元年度福島県産農産物等流通実態調査の結果に基づく指導、助言等

令和元年度福島県産農産物等流通実態調査の結果に基づき、令和2年4月28日に農林水産省・復興庁・経済産業省の連名で、卸売業者・仲卸業者・小売業者等への指導、助言等に関する通知を发出。

卸売業者・仲卸業者・小売業者等への指導

- 流通段階ごとの認識の齟齬を解消するため、様々な機会を捉えて**納入先に福島県産品の取扱意向を確認**すること。その際、話題になりやすいよう、産地等から提供される福島県産品に関する新しい情報や特徴的な商品を紹介すること。
- 引き続き、福島県産農産物等であることのみをもって**取り扱わなかったり、買いたいたたりすることのないようにする**とともに、福島県産農産物等と他県産農産物等とを対等に比較して取扱商品を選択するようにすること。

生産者への助言 (今後の取組の参考)

- 流通段階ごとの認識の齟齬を解消するためには、産地等から**福島県産品の新しい情報や特徴的な商品を提供**したりすることによって事業者間で話題にしてもらいやすくすることが有効。
- 福島県産水産物の量販店への流通を増やすためには、市場関係者に対して「**常盤もの**」の**品質の高さを伝えつつ、今後の操業について情報共有**を図ることが重要。
- 贈答用桃の需要拡大のためには、**福島県産桃の購買経験がない人に普段使いで購買経験**をしてもらうことが重要。

その他の措置

- 調査結果及び、結果に基づく指導・助言等の考え方を説明する動画を作成。
- 農林水産省Webサイトに掲載して動画を配信。

https://www.maff.go.jp/j/s/hokusan/ryutu/joho_kokan.html



令和元年度福島県産農産物等流通実態調査の結果 (ポイント)

配信動画

積極的なマーケティングの展開①

- ◆ 量販店等における販売促進として、福島県知事・副知事がトップセールスを実施。
- ◆ オンラインストア「ふくしまプライド便」は、令和元年度売上額26億円を達成。
- ◆ 米・桃を中心とした福島県産農産物について、タイ、マレーシアなど東南アジア向け輸出が増加し、平成30年の輸出量は、前年度を上回り過去最高を更新。

令和元年度販売促進対策の実績

<流通段階>

- **国内量販店等**における販売促進
 - ・販売コーナーの設置（218店舗）
 - ・販売フェアの開催（818店舗）
 - ・福島県知事・副知事によるトップセールス（40回）
- **オンラインストア**への福島県産品の出店促進
（令和元年度売上額26億円・前年度比1.2倍）
- **EU**におけるトップセミナーの実施（令和元年10月）

<消費者段階>

- テレビCMやウェブを通じた情報発信、県内市町村や民間団体が
行うPR事業等



関係団体と連携した
トップセールス

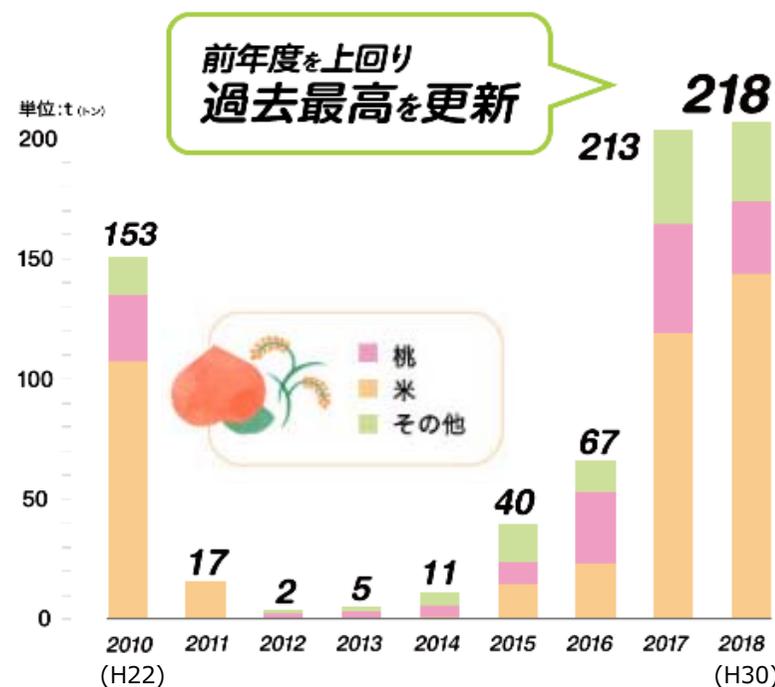


福島牛の販売コーナー



EUトップセミナー

福島県産農産物輸出量（桃、米等）



出典：福島県農産物振興戦略課

積極的なマーケティングの展開②

- ◆福島県産新ブランド米「福、笑い」をトップブランドにするための取組を展開。
- ◆「がんばろう ふくしま！」応援店への登録拡大を通じ、県産農産物の販売を強化。
- ◆オンラインストアでは、出店者への積極的なサポートを強化。
- ◆水産物では、「常磐もの」のブランド力を活かして販路を拡大。
- ◆消費者向けテレビCMでは、新たな品目を追加するとともに、子育て情報誌等でも購買意欲を高めるよう働きかけ。

令和2年度に強化する販売促進対策

<流通段階>

- 令和3年度に本格販売を開始する米「福、笑い」について、**プレデビューイベント**や首都圏での試験販売を実施
- 県外事業者を中心に「がんばろう ふくしま！」応援店への新規登録の勧誘等を強化
- オンラインストアの出店経験者には、相談が来るのを待たずに、販売の専門家が積極的に働きかけて助言するとともに、出店未経験者にはセミナーを通してページ制作をサポート
- 寒流と暖流が交錯する**常磐沖で漁獲される「常磐もの」**の本格操業を視野に入れた販売促進
 - ・首都圏量販店での「福島鮮魚便」コーナーの店舗数を増加



新ブランド米「福、笑い」



オンラインストアセミナー



「福島鮮魚便」コーナー



「がんばろう ふくしま！」
応援店のチラシ

<消費者段階>

- 従来より放映している桃、野菜、米、牛肉に加え、新たにカツオやヒラメのテレビCMを放映するとともに、子育て情報誌やSNS等によりPR効果を相乗的に高めた情報発信を実施

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制緩和・撤廃の概要

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、35の国・地域で輸入規制を撤廃、19の国・地域で輸入規制を継続）。（2020年9月9日現在）

◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名
事故後輸入規制を措置 54	規制措置を撤廃した国・地域 35	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ
	輸入規制を継続して措置 19	一部の都県等を対象に輸入停止 6 香港、中国、台湾、韓国、マカオ、米国
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求 12 EU及び英国、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、仏領ポリネシア、ロシア、シンガポール、インドネシア、レバノン、アラブ首長国連邦(UAE)、エジプト
	自国での検査強化 1 イスラエル	

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。
注2) EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしている。
注3) タイ政府は、検疫上輸出不可能な一部の野生動物肉を除き撤廃。

◇最近の規制措置撤廃の例

撤廃年月	国・地域名
2018年8月	ブラジル
12月	オマーン
2019年3月	バーレーン
6月	コンゴ民主共和国
10月	ブルネイ
2020年1月	フィリピン
9月	モロッコ

◇最近の輸入規制緩和の例

緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2019年3月	シンガポール	放射性物質検査証明を廃止、産地の証明は条件を満たしたインボイスで代替可に
4、9、11月	米国	輸入停止（岩手県及び栃木県産牛の肉、福島県産ウミタナゴ、クロダイ、ヌマガレイ、宮城県産牛の肉、クロダイ）→解除
5月	フィリピン	輸入停止（福島県産のヤマメ、アユ、ウグイ、イカナゴ）→解除（放射性物質検査報告書の添付）
7月	UAE	検査報告書の対象品目の縮小（福島県産の全ての食品、飼料→水産物、野生鳥獣肉のみに）
10月	マカオ	輸入停止（宮城等9都県産の野菜、果物、乳製品）→商工会議所のサイン証明で輸入可能に 放射性物質検査報告書（9都県産の食肉、卵、水産物等）→商工会議所のサイン証明に変更 放射性物質検査報告書（山形、山梨県産の野菜、果物、乳製品等）→不要に
11月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の大豆、6県の水産物を検査証明対象から除外等）
2020年1月	シンガポール	輸入停止（福島県産の林産物、水産物、福島県7市町村の全食品）→産地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除
"	米国	輸入停止（岩手県産クロダイ、福島県産ビノスガイ）→解除
1、5月	インドネシア	・放射性物質検査証明書（47都道府県産の水産物、養殖用薬品、工サ）→1月21日から不要に ・放射性物質検査報告書（7県産(宮城等)以外の加工食品）→1月27日から不要に ・放射性物質検査報告書（7県産(宮城等)以外の農産物）→5月20日から不要に

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。

原発事故に伴い輸入停止措置を講じている国・地域

我が国の輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産食品等の輸入規制を継続。

国・地域	輸出額 順位	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	2,037億円 1位	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳
中国	1,537億円 2位	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、長野	全ての食品、飼料
		新潟	コメを除く食品、飼料
台湾	904億円 4位	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
韓国	501億円 5位	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、 栃木、群馬、千葉	水産物
マカオ	40億円 20位	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品

注1：2020年1月16日現在。輸出額・順位は2019年確定値。

注2：米国は日本での出荷制限品目を県単位で輸入停止。

注3：中国は10都県以外の野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）について放射性物質検査証明書の添付を求めているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない。

農林漁業者への賠償支払い状況

農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めている。

農林水産関係では令和2年3月31日までに、約9,632億円の請求に対し、約9,264億円を支払い（96%）※。

※令和2年3月31日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけのみ）

【畜産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬（岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ）

【牛肉（セシウム汚染牛肉関係）】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根（他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる）

【水産物（食用・餌料用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出

③福島県の農業の復旧・復興に向けて

大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開

- これまで行ってきた被災農業者への支援等によって、引き続き営農再開を推進。
- 加えて、担い手不足が顕著、不在地主化が進んでいる条件の悪い農地、農業労働力の確保が困難な中で、**大規模で労働生産性の著しく高い農業経営**（土地利用型農業、管理型農業）を展開する必要。
- こうした農業経営の展開に向けては、一筆一筆の土地利用調整が必須であるため、関係機関が連携して**チームを編成**し、各市町村における地域の**農業ビジョン等の作成**を支援。

土地利用型農業と管理型農業を核とした営農再開

【従来】これまで行ってきた被災農業者への支援等によって
引き続き営農再開を推進

+

【今後】

○ 土地利用型農業

- ・生産から加工に至るまで、機械・施設の整備を支援（企業による営農再開も対象）
- ・ロボットトラクタ、収穫コンバイン等のICTを活用した大規模で労働生産性の著しく高い農業の実現

○ 管理型農業

自動で、温度、CO₂、水分等を管理できるICTを活用した花き栽培など風評にも強い施設園芸等の横展開

福島県の農業の未来像



現在営農再開している事例のように、地域の農業ビジョン、人・農地プラン等の土地利用調整が必須

各機関が連携

農林水産省

福島県

農地バンク

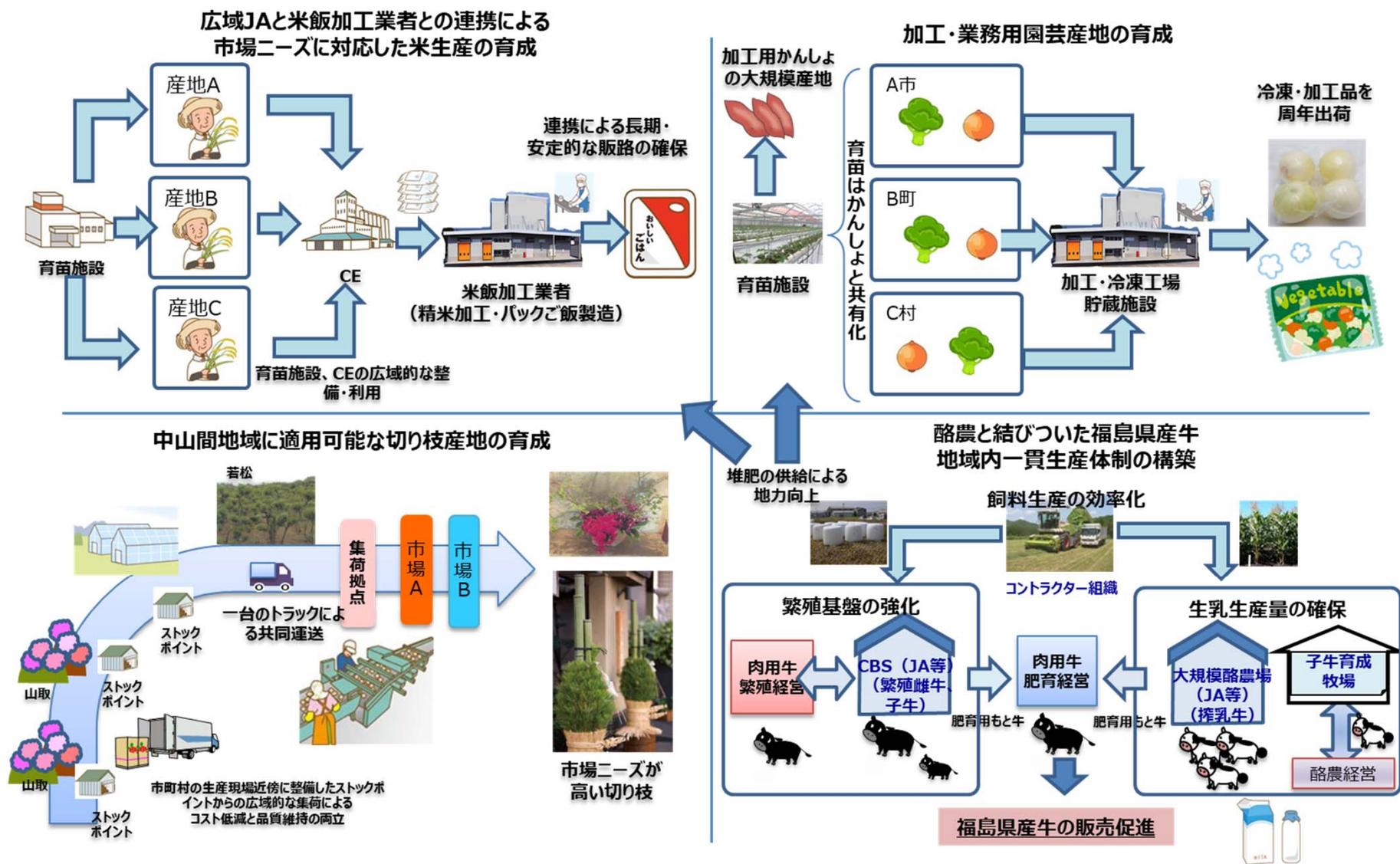
市町村

JA

福島相双復興推進機構

生産と加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出

- 被災12市町村の営農再開率が3割にとどまっている中、営農再開の加速化に向け、改正福島特措法による農地の利用集積を進めつつ、地域外からの参入も含め農業者の再開意欲を高めていくためには、生産すれば売れる環境を形成し、将来に向けて被災地域の農業が産業として発展する姿を提示していくことが不可欠。
- このため、地域内で生産された野菜を生活様式の変化により消費が拡大している冷凍野菜に加工するなど、地域に参入した実需者を核に農産物生産と加工が一体となって高付加価値生産を展開する産地の創出を推進。



- 楡葉町では、町、JA、福島相双復興推進機構、県が連携して、まとまった農地の営農再開支援を実施。
- 引き続き関係機関が連携し、営農再開支援を推進し、作付面積の拡大を目指す。
- 楡葉町の取組を優良事例として他の市町村に横展開し、営農再開を加速化。

○特徴

- ◆ 水稻作付推進会議を開催し、ビジョンと役割分担を共有。
- ◆ 楡葉町が主体となって、農地所有者の意向確認を実施。
- ◆ JAが、説明会の開催や諸手続きについての説明を実施。
- ◆ 福島相双復興推進機構が、個別訪問の実施や特定農作業受委託契約の説明を実施。
- ◆ 福島県が、営農上のアドバイスや活用できる事業の説明を実施。

○今後の取組

- ◆ 貸し手となる農地所有者と新たな担い手の掘り起こしを実施し、順次作付面積の拡大を目指す。
(H30:58ha → R1:175ha → R2:240ha(見込み) → R3:300ha(目標))



福島再生加速化交付金を活用した
カントリーエレベーター



農地マッチングの様子

【楡葉町における営農再開の取組】

町が、農地所有者に対し、農地一筆毎の利用意向調査(アンケート)を実施

回答者

回答者の了解のもと、町からJAに回答者の個人情報を提供

未回答者

福島相双機構がアンケート未回答者を個別に訪問し、回収

- JAが回答者の個人情報をもとに、今後の農地利用の説明会を実施
- JAからコンサルに委託
- 福島相双機構が特定農作業受委託契約について説明

JAが、来年度作付する農地を一筆毎に確認し、契約書の交わし方を決定。

- 特定農作業受委託契約の締結
- 福島相双機構が個別に訪問し、契約締結を支援

1年間の取組で、水稻作付面積が拡大
平成30年度：58ha → 令和元年度：175ha

関係機関が連携した営農再開推進チームの編成

- 梶葉町の取組を参考にして、関係機関で地域密着型のチームを編成し、市町村の営農再開を推進。
- そのために、関係機関において、必要な人的体制を強化。

営農再開推進チームの編成： 梶葉町の取組を参考に、以下の関係機関でチーム編成し、市町村の状況に応じて営農再開を支援

市町村担当チーム

担当職員を配置し、営農再開のビジョン作りから具体化までを推進

農林水産省

福島県

市町村農業担当職員

JA（JA福島さくら、JAふくしま未来）

農地利用最適化推進委員

サポートチーム

必要に応じたオンサイトサポートを実施

農林水産省（課題に応じ、対応できる人員を配置）

福島県農林事務所（事業担当及び普及担当）

JA

福島相双復興推進機構

支援

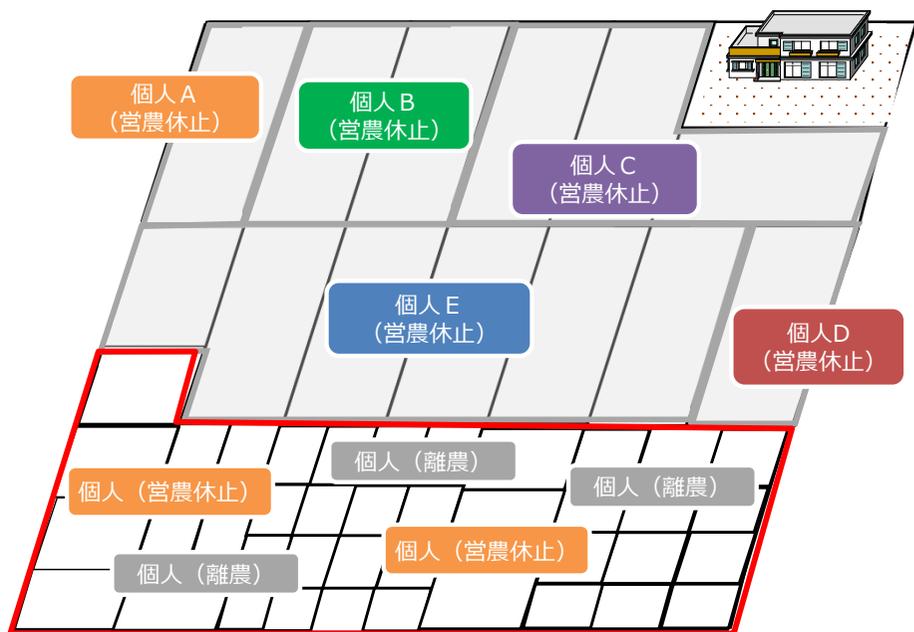
人的体制の強化： 上記チームによる営農再開加速化のため、関係機関は人的体制を強化

- 農林水産省 → 市町村に常駐職員を派遣するとともに、オンサイトサポートを円滑に行えるよう、課題に応じ、対応できる人員を配置。
市町村幹部や本省・局との連絡調整等を担うことで営農再開に向けた取組を支援。
- 福島県 → 派遣・駐在や農林事務所によるサポートを強化。
- JA → 地元JAによる営農指導の強化。
- 福島相双復興推進機構 → 市町村における農地の利用集積の促進等を外部から支援。
このために必要な人員を確保。

将来の担い手の確保（担い手の参入）

- 地域の実情を良く見極め、これまで行ってきた被災農業者への支援等によって引き続き営農再開を推進。その上で、外部からの担い手を考える必要。
- 外部の参入も含め、営農再開を進めていくためには、区画の整形、排水条件の改善などの基盤整備と農地の集積が重要。

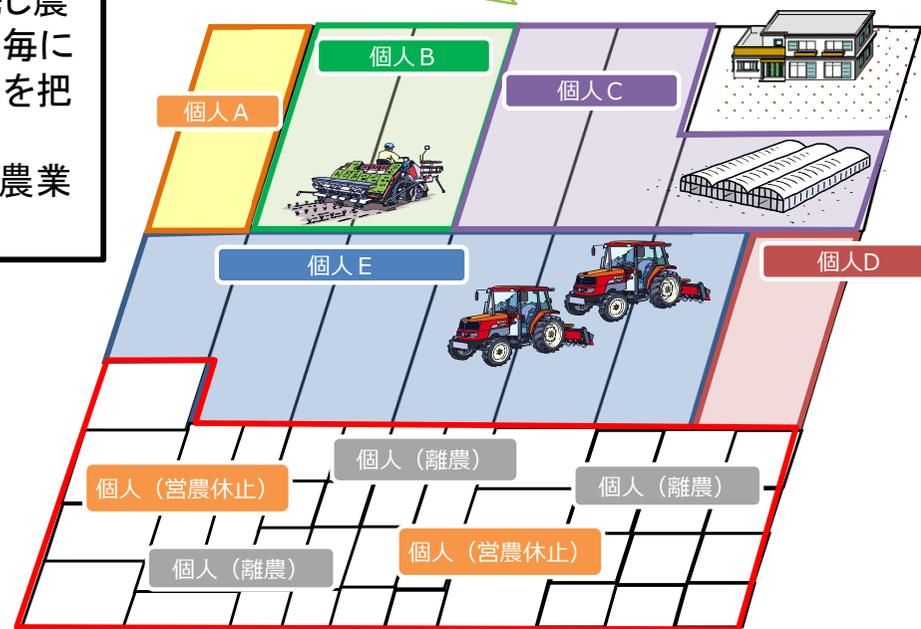
区画が整っている、排水が良好など条件の良い農地



区画が小さい、排水が良くないなど条件が整っていない農地

- ◆ 市町村、農業委員会、JA、福島相双復興推進機構等が連携し農地所有者に一筆毎に農地の利用意向を把握。
- ◆ 営農再開を望む農業者を支援。

区画が整っている、排水が良好など条件の良い農地は、地元の農業者が営農を再開。



外部から営農再開する農業者を呼び込むためには、基盤整備による農地条件の改善、農地の集積が重要。

- これまで行ってきた被災農業者への支援等によって、引き続き営農再開を推進。
- 条件不利地については地元農業者だけでは限界があることから、営農再開に向けて、外部の参入も念頭に、基盤整備による農地条件の改善、農地集積が必須。
- このため、農地の利用集積を促進する特例制度を創設し、地域において一体的に権利設定できる仕組みを導入するとともに、6次化施設の建設に向けた農地転用等の特例制度を措置。

改正内容

(1) 農地の利用集積の促進（新たな担い手への対策）

住民の帰還意向が乏しく、農業の再開が困難と認められる地域において、**福島県が農用地利用集積等促進計画を作成・公示し、所有者の同意を得た上で、農地バンクを活用して、所有者不明農地も含めて地域において一体的に権利設定**できる仕組みを導入

(2) 6次化施設の促進

(1) の計画に係る農地に6次化施設を建設する場合について、

- ① 農用地区域からの除外を可能とする農業振興地域の整備に関する法律の特例
- ② 許可を受けることなく、優良農地（ほ場整備済みの農地など）の転用を可能とする農地法の特例を措置

(3) 農業委員会の事務の市町村への移管

市町村と農業委員会が合意した上で、農業委員会の事務を市町村に移管できるよう措置

④被災地域での取組状況

福島県における産地の取組事例

あんぽ柿の出荷再開（伊達地方・25年12月）

【出荷再開への歩み】

江戸時代から続く福島県伊達地方の特産品「あんぽ柿」が原発事故後2年連続で加工自粛。

柿の樹体洗浄、加工再開モデル地区の設定、非破壊検査機の開発等の取組を経て、25年12月に3年ぶりに出荷を再開。

- 【27年産】 907トン出荷
 - 【28年産】 1,154トン出荷
 - 【29年産】 1,208トン出荷
 - 【30年産】 1,314トン出荷
- (震災前平成22年産出荷量1,423トンの約9割)



トルコギキョウの出荷再開（川俣町・26年8月）

【出荷再開への歩み】

川俣町山木屋地区はトルコギキョウのブランド産地として有名であったが、避難指示により営農活動を停止。

出荷再開に向けて25年に試験栽培を開始。避難先から車で通いながら作業を行うなどの制約もあったが、市場の品質評価も得て、26年から本格栽培を行い、同年8月に出荷を再開。

【R元年産】

約1.8haで栽培
(震災前平成22年
栽培面積3.2haの約6割)



川俣町で栽培されたトルコギキョウ

酪農の再開（福島市・被災12市町村）

【復興牧場の設立】（福島市）

原発事故による避難指示により休業していた酪農家5名が酪農団体や企業の支援を受け、24年10月に避難先の福島市内で復興牧場「ミネロファーム」を設立。

24年10月より原乳の出荷再開。

令和2年5月末現在、230頭を飼養。

【被災12市町村での原乳の出荷再開】

被災12市町村の避難指示が解除された地域において、29年1月から出荷再開。



米の作付再開（被災12市町村）

【作付再開への歩み】

生産者のカリ散布による吸収抑制対策の結果、R1年産米では、約3,800haで米の作付が本格的に再開。

- 【27年産】 約1,400 ha
- 【28年産】 約2,500 ha
- 【29年産】 約3,000 ha
- 【30年産】 約3,400 ha
- 【R1年産】 約3,800 ha



福島県における6次産業化の取組事例（官民合同チームによる支援）

MAFF

石井農園（浪江町）

1. 支援前

- ・震災後、エゴマと果樹の栽培を開始
- ・平成27年10月に食品加工場を建設

2. 支援内容

- ・商品開発、POPの作成支援を実施

3. 支援後

- ・エゴマや季節の果実を用いた加工商品を開発
- ・イベントでの売れ行きは好調



季節の果実を用いたジャム



エゴマを用いたラー油

葛尾じゅうねん企業組合（葛尾村）

1. 支援前

- ・平成18年から始まったエゴマの栽培、加工商品の販売は震災で頓挫

2. 支援内容

- ・エゴマの栽培・加工計画、消費者ニーズ、商品デザイン、コスト低減策等をアドバイス

3. 支援後

- ・7軒の農家が営農を再開。震災前の2倍以上の作付面積
- ・平成30年4月にエゴマオイルの生産を7年ぶりに再開
- ・差別化されたデザインと価格で順調に販売



開発したエゴマオイル

ニコニコ菅野農園（飯舘村）

1. 支援前

- ・平成22年からナツハゼの栽培を開始
- ・被災後、福島市内に避難し、ナツハゼの栽培を再開
- ・平成28年8月飯舘村でもナツハゼの栽培を再開

2. 支援内容

- ・品種改良、新商品開発等をアドバイス
- ・消費者の生の声を参考に、販売ターゲットをアドバイス

3. 支援後

- ・道の駅での販売の他、飲食店でも活用



パッケージ・ネーミングを改良した
ナツハゼジャム(左:改良前、右:改良後)

新妻有機農園（広野町）

1. 支援前

- ・震災後平成26年より本格的に営農再開
- ・平成29年に作付したコシヒカリ（減農薬栽培で生産した特別栽培米）を活用し、日本酒を醸造

2. 支援内容

- ・高級飲食店と日本酒のマッチングを実施

3. 支援後

- ・都内1店舗の高級飲食店で日本酒を提供



アヒル
日本酒(初代鷲)



収穫前のコシヒカリ

企業と連携した営農再開への取組

1. 経営の概要

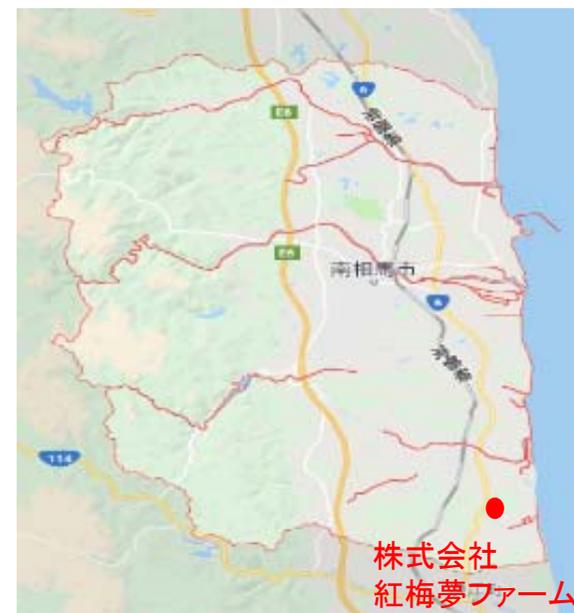
- ◆ 平成29年1月、南相馬市小高区内の7つの集落単位の営農組織が出資し、株式会社紅梅夢ファームを設立。
- ◆ 令和元年度、計59.8 haを栽培。
(水稲48.2ha、大豆4.3ha、ナタネ5.8ha、タマネギ0.4ha、デントコーン1.1ha)

2. 特徴

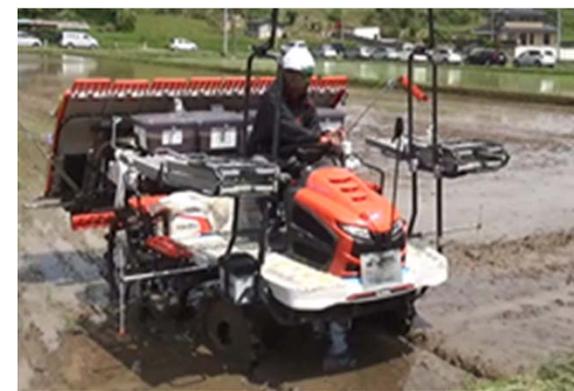
- ◆ 田植えは、紅梅夢ファームと株式会社舞台ファーム（仙台市）が共同で実施。
- ◆ 雇用の確保が課題となっている中、限られた人員で作業効率向上を図る観点から、ロボットトラクタを導入。
- ◆ アイリスグループが米を全量買い取り、精米、パックご飯に加工、販売。

3. 今後の取組

- ◆ 将来的には、500haまで作付け拡大を目指す。
- ◆ スマート農業技術の開発・実証プロジェクト（農林水産省事業）の実証事業に参加。



紅梅夢ファームの位置



直進キープ機能付き田植機

地方自治体等が主体となった水稻栽培

1. 取組の概要

- ◆ 楡葉町が水稻作付の再開を図るため、福島再生加速化交付金を活用して、カントリーエレベーター等を整備。（令和元年9月稼働）
- ◆ カントリーエレベーターは鉄骨2階建て、貯蔵能力は粳で約1,000t、面積にすると約150ha分を保管可能。

2. 特徴

- ◆ 水稻作付推進会議を開催し、ビジョンと役割分担を共有。
- ◆ 楡葉町が主体となって、農地所有者の意向確認を実施。
- ◆ JAが、説明会の開催や諸手続きについての説明を実施。
- ◆ 福島相双復興推進機構が、個別訪問の実施や特定農作業受委託契約の説明を実施。
- ◆ 福島県が、営農上のアドバイスや活用できる事業の説明を実施。

3. 今後の取組

- ◆ 貸し手となる農地所有者と新たな担い手の掘り起こしを実施し、順次作付面積の拡大を目指す。
(H30:58ha → R1:175ha → R2:240ha(見込)→R3:300ha(目標))



福島再生加速化交付金を活用したカントリーエレベーター



農地マッチングの様子



田植えが行われ営農再開された水田

胡蝶蘭の栽培

1. 取組の概要

- ◆ 葛尾村の農業者 3 名と株式会社メディオテックが、平成29年に、「かつらお胡蝶蘭合同会社」を設立。
- ◆ 葛尾村が福島再生加速化交付金を活用し、平成29年12月に栽培施設を 2 棟整備し、合同会社に貸与。
- ◆ 平成30年 1 月から栽培を開始。7 月に東京都大田市場へ初出荷し、令和元年の年間出荷実績は約48,000株。

2. 特徴

- ◆ 胡蝶蘭栽培に使われる苗のうち、最も優秀な「V3」という品種を使用し、胡蝶蘭の商品名を「ホープホワイト」として販売。
- ◆ 栽培管理に使用する電力を太陽光発電で賄うことにより、電気代を削減。
- ◆ 胡蝶蘭などを取扱うアートグリーンによる技術協力や市場動向の情報を活用。

3. 今後の取組

- ◆ 安定的・継続的な生産体制および品質向上を目指した栽培技術の確立。
- ◆ 将来的には、市場への出荷に加え、首都圏顧客への直接販売などにより、安定的な需要の確保を目指す。



福島再生加速化交付金を活用した栽培施設



栽培中の胡蝶蘭

県外企業と連携した営農再開への取組

1. 取組の概要

- ◆ 大学いも、いもけんぴなどを製造する白ハト食品工業株式会社（本社：大阪府）のグループ企業の「株式会社しろはとファーム」がさつまいも栽培を平成30年から開始。（平成31年4月に（株）福島しろはとファームを設立）

2. 特徴

- ◆ 町主体で農地を斡旋
- ◆ 株式会社しろはとファームと町内農家数名でさつまいも栽培を開始。
- ◆ 生産されたさつまいもは白ハト食品工業株式会社が全量買取り。

3. 今後の取組

- ◆ 令和2年には、50haに作付けを拡大し、1,500tの生産を目指す。
- ◆ 福島再生加速化交付金により、甘藷貯蔵施設を整備中。
（令和2年9月稼働予定）



さつまいもの栽培状況



さつまいもの収穫状況

ポットスライド式高設養液栽培による、いちごの周年栽培

1. 取組の概要

- ◆ 大熊町の出資により平成30年7月に株式会社ネクサスファームおおくまを設立。福島再生加速化交付金を活用し大熊町が建設した施設において、ポットスライド式高設養液栽培により、いちごを周年栽培。

2. 特徴

- ◆ I P M（総合的病害虫・雑草管理）による農薬の低減、自社による放射性物質全量検査の実施など、安全・安心ないちご生産の取組み。
- ◆ 夏秋いちごは業務用向けに「すずあかね」、冬春いちごは業務用・小売用向けに、初年度の栽培結果を踏まえて、令和2年度は「かおりの」「やよいひめ」の2品種を生産。
- ◆ 令和2年4月に、グローバルGAPの認証を取得。

3. 今後の取組

- ◆ 今後は、施設の稼働率を上げた生産体制で、年間収穫量70tを見込む。
- ◆ 大熊町への帰還町民の雇用促進と大熊町の失われた産業・農業の再生と創出、次世代農業者の育成・農業での安定した経営を目指す。



いちごの栽培状況

